

平成 1 9 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 9 年 9 月 1 3 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第1日目）記録

平成19年9月13日（木）午後1時12分開会

出席委員（5名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
6番	森田禮治君	11番	八代善行君
12番	居山信子君		

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（3名）

企画調整課長	鈴木忠一君	企画調整課 地域振興係長	石井尚徳君
企画調整課 管財係長	鈴木孝君		

議会事務局

書記 村上則将君

開会 午後 1時12分

○臨時委員長（森田禮治君） 早速ですが、委員会を開きたいと思います。

年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより委員長選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありません。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については臨時委員長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありますか。

（「異議あり、推選でお願いします」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） ただいま推選というあれがありましたので……。

（「推選だから、だれか指名すればいいということ」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） いや、それはみんなが推選でいいよと言えばそうします。今1人だけだから。

（「推選していただきたいと思います」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） お諮りいたします。指名の方法について、推選していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○2番（飯田桂司君） 11番、八代善行さんをお願いしたいと思います。

○3番（村木 脩君） 森田さんをお願いしたいと思います。

○臨時委員長（森田禮治君） 今、両方の意見が出ましたけれども。

（何事か言う声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） ただいま私と11番の八代善行さん、そういうお名前が出ましたけれども、挙手によって決めたいと思います。いかがですか。

（「いいです」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） では、初めに八代善行さんに賛成の方。

（「ちょっと事情があって、おれ22日ちょっといないもので、できないんですよ。あとまとめをやるにも出てこなければならぬもので、ちょっと出張があるもので」「何の出張だか知らないけれども、議会の方を優先にやってください」「ちょっとこれはできないもので、すみませんけれども」「だって今採決しているから、ちゃんと採決でルートに乗ってやってくださいよ」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） ということで、認めていただけないでしょうか。

（「いいですよ。少ない人数の中ですから、そういう事情があればやります。何か自分からで申しわけないですけども」「それでは議事進行願います。もう1回採決をとり直さなければならぬと思いますけれども」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） では、ただいま八代善行さんの方から、自分がやっていただけという意見が出ましたので、それによってまた採決をとり直したいと思います。よろしくお願ひします。

八代善行さんに異議のない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○臨時委員長（森田禮治君） では、多数ということで八代善行さんにお願ひしたいと思ひます。

委員長に八代善行さんを指名します。

ただいま委員長が当選されました。本委員会に出席しておりますので、本席により告知いたします。

八代善行君に委員長就任のあいさつをお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（八代善行君） 先ほど言ひましたように、委員会も委員も少ない中で委員長を推選するという形にはなりましたが、いろいろ事情をもっている人もあるようですから、私から委員長をとということになりましたけど、特別会計の審査を皆さんと一緒にやっていきたいと思ひますからよろしくお願ひします。

○臨時委員長（森田禮治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより副委員長選挙を行います。

お諮りいたします。副委員長選挙は指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

飯田桂司さんを副ということで、よろしくお願ひしたいと思います。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） それでは、飯田桂司さん、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○委員長（八代善行君） 再開いたします。

副委員長に飯田桂司さんを指名します。

ただいま委員長が指名しました飯田桂司君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました副委員長に当選されました飯田桂司さんが本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

飯田桂司さんに副委員長就任のごあいさつを一言お願ひいたします。

○副委員長（飯田桂司君） どうも先ほどはすみませんでした。今、委員長の方から指名ということですが、大変難しいという話を聞いておりますけれども、委員長の下で、助けてもらってやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（八代善行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時48分

○委員長（八代善行君） 時間になりましたので、休憩を閉じ、再開いたします。

本委員会に付託されました議案第66号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） 財産運用収入の197万3,000円、これは地代だと思っただけけれども、雛のつるし飾りの、これがもうよすとかよさないとかという、もう向こうをよすという話も出ているだけけれども、これは今後の見通しとして、財産区としてはどう考えているのか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 雛のつるし飾りまつりのむかい庵ですか、これにつきまして、は年額で120万ということで、会場の駐車場として1,261.55平米を貸しております。去年の10月31日がちょうど3年の契約が切れた年でございます。契約更新していただきました。ただ120万という金額が文化公園の方の単価に比べますと高いということで、それは私も感じております。それについて、また旅館組合から改定というか、下げてくれという要望があると思っております。今後は金額が維持されていくかどうかちょっと不透明なところがあります。

○3番（村木 脩君） 料金改定については、120万というのはそのまま漁協へ入っているお金かな。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 歳出の補償、補てん及び賠償金のところに、天草用地使用補償料ということで、ここに120万あります。これが先ほどのむかい庵の賃貸料そのまま入っております。

○3番（村木 脩君） ということは、旅館組合と財産区そして漁協とも、ある程度な場所にしなないとこの120万を下げると。確かにあそこで120万はきついんだけど、その辺を話をするときは漁協も含めてになるのか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） おっしゃるとおりであります。漁協が一番、もし金額が変わ

ってくるが一番影響を受けますので、当然漁協を交えて、町も協議していきたいと思います。

○委員長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

○3番（村木 脩君） 本来ですと、この120万というのは、天草のあそこを後継者の育成だとかそういうことにそのまま使ってもらえればいいんだけど、全くの漁協の運営費というか、そういうようなことで使われていて、その辺もやっぱりこれからは検討していく内容かなというふうな気がします。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 漁協の方も来年の3月に合併の話もございますので、ただこの前、組合長さんに聞きましたら、旧漁協の持っているこういう権利というのは旧漁協の地域で管理するという話をしておりましたので、漁協さんともその辺の話はしていきたいと思っています。

○委員長（八代善行君） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって議案第66号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第66号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を附することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時02分

○委員長(八代善行君) 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、当委員会に付託されました議案第67号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありませんか。

ただいま質疑の対象を歳入全部と言いましたけれども、歳入歳出全般でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番(村木 脩君) 補正予算で繰越金が323万4,000円補正されているということは、売電収入が予定より多くなったということ、前年度繰越金が。

○企画調整課長(鈴木忠一君) 予定よりも多いといいますよりも、当初予算で50万しか見ていないんです。先ほどそういうようなことですが、修繕費で100万してございます。あとそのほか不用額等ございまして、当初の予算をつくる段階では繰越金が50万しか予算的になかったんですけれども、不用額のからみがございまして、当初の予算見込みよりも繰越金が多く出た、その繰越金を基金につんだという内容でございます。

○3番(村木 脩君) その不用額の主なものは何ですか。

○企画調整課長(鈴木忠一君) まず、風力発電事業費の11節の需用費の細節5の修繕料100万円、これは修繕がなかったということで、ただ修繕費という性質上、減額することができませんで、何かあったとき困りますので、とりあえずやっぱりそのまま残して不用額となりました。それから、13節委託料細節2の発電施設保安管理委託料、これが14万5,000円ですか、これが不用額です。これに基づきましても関電工に委託しております。この関係につきましても一応とにかく14万5,000円ということです。

あとそれから、3款繰出金の28節繰出金の一般会計繰出金、これが太陽光の発電、補助ということで一般会計に繰り出しているものですが、これにつきまして、平成18年度につきましては、その前の年よりも希望者といえますか、設置者が少なかったものですが、とりあえず3月の補正の段階では、あと半年近く日があるということで、あと10件ぐらいあるのではないかとということで70万という金額をそのまま減額せずに残しましたもので、その70万という金額が不用額となつてございます。この3つを足しまして175万、200万近くいくんですが、そういう要素がありまして、一応繰越金が373万ぐらい内訳であります。

それから、収入の動きなんですけれども、18年度につきましては売電金額、そこにございますけれども4,828万2,000円ですけれども、ちなみに17年、1年前、その前の年は4,840万1,607円、その前の平成16年、この年が多かったんですけれども、この年が5,191万円ですか……。

(「ちょっと委員長、休憩して」の声あり)

○委員長(八代善行君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○委員長(八代善行君) 休憩を閉じ会議を続けます。

○企画調整課長(鈴木忠一君) 売電金額のこと、村木議員より収入が増えたから繰越金が増えたのかというご質問でしたので、売電金額を言いますと、平成16年、今から3年前ですか、このときが約5,200万円ほどでございました。平成17年につきましては4,840万円ほど、昨年につきましては4,828万円ということで、去年とおととしとほとんど変わっておりません。繰越金が383万ふえたというのは、先ほど申した不用額の関係等がございました。

○3番(村木 脩君) 18年度の当初予算で売電収入が5,100万見込んでいるわけです。毎年これは5,000万ベースを見込んで、そのときの収入を長さだとかいろいろな問題、特に風の吹き方とかが変わる。そういう中で売電収入が4,700万ベースに落ちてくる可能性もあるわけ、落雷等でこわれたりそういうこれからの見込みとすると、これは20年だけ耐用年数、20年の耐用年数で、これから先4,800万円ベースだったとなったら5,000万というのはもう見

込めないなという気はするんですけども、今後の売電収入見込みをお伺いいたします。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 確かに風任せという面もございますし、いい風が吹けば売電収入が上がりますし、雷とか自然災害で風車が現在でもとまるときがあります。こういうときは完全に収入がございません。この5,100万という売電収入の予算につきましては、風況調査のときの大体6,000万ちょっとの金額がございまして、その85、安全率を掛けた金額でこの5,100万を予算計上してございます。それが5,100万の根拠でございまして、現実的には現在4,800万、今年は4,800万円を下回ると思います。ですから、将来的にはこの5,100万という数字が予算計上できないと、私は思います。

○3番（村木 脩君） これ直営事業なんだけれども、太陽光発電にも当然ここから繰り出して一般会計の方で事業化しているんですけども、その仕方というか、一般の人は知らない人が多い。だから、今回奈良本へやる、三筋山へやる、これは別の話ですが、そういうものがこの町で地球温暖化のためにこれだけのことをやっていると、そういうPRが何もなくて、私たちは月に1遍、職員は電車で通うとか、だからそういうトータル的な仕事の仕方をしていかないと、幾ら町長が地球温暖化、温暖化と言っても、これは全く通らない話で、だから町長も、私は率先して電車で通いますとか、そういうトータル的に物を考えていかないと、何かみんなちぐはぐで、この町の仕事は。

ですから、そういう観点でこれから一つのこれをベースに組み立てをしていくということであれば、この風力発電も生きてくる。そして初めて公園化が、ただ三筋山にやらせたいとかそういうために、これは今そういった見学者を集めているような気もする。その理論をバックアップさせるために。だから町としての姿勢がないわけ。だから、そういうことをこれをベースに運行していくのか、それとトイレのお金はどこから出るのか、あれは観光施設整備費をもらって実施していますと。

ですから、そういったものが、ただ風車を見せる、全くそんなものは観光客なんて来ないよ、実際に。だからそういう、ちょっと私は視点がずれているという気がしている。やるのであれば、もう少し太陽光でも一般家庭を補助していくような、今やっているのは恐らく住宅メーカー、だから電気屋さんなんかでも地元の電気屋さんなんかそんなものやれる電気さんは余りいないよ。だから別にこういうものやっっていけば、風力発電は無理に住民の反対を押し切ってまでやる必要もなくなる可能性もあるし、だからそういう部分でこれらをもう少しPRするならする、そういう方式でやってもらいたい。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 県の方でも新エネルギーをクリーンエネルギーを推進してお

りまして、町もそれに乗っかって、去年から今年と熱川小学校5年生たちをアースキッズということで環境学習ということをしてもらっております。最初の1週間は通常どおり生活してもらいまして、その電気の消費をチェックしてもらいまして、次の1週間で今度は節電、たとえばこういうところの電気を消したら、それで消費電力をチェック、そういうような環境学習の方を実施しておりますし、この太陽光発電につきましては、17、18、19の3年間の予定で一応補助しております。

それで、風力発電事業につきましては、19年度からは起債の元金償還が大幅に増えましたもので、ちょっとまた19、20とこれから先はちょっと収支が厳しくなります。この環境の関係なんですけれども風力だけでなく、太陽光とバイオマス等、県で奨励しております事業につきましては、今年、試験的にBDFを教育委員会の給食センターの廃油をお借りしまして、役場の冷蔵車に給油する計画をこの秋ごろから一応予定しております。将来的にはもっと広げたいと考えております。PRも当然、庁舎内の調整も含めまして考えていかなければいけないと思います。

○3番（村木 脩君） そういうものをやるときに、企画がやるんだから課として調整できるわけだ。それだけの機能を持った課なんだから。だから、そこで一つのそういうものを県がどうのこうのではなくて東伊豆町としてはこうやるんだよというものをもっと打ち出していないと。だから少子化対策なんかを見ている、いろんな課でやっているんだけど、それがその名称のついている部分だけを考えている。だから企画調整課という1つのポジションだといろんなことに対応できる。やるんなら、そういう教育委員会でやっていることも中へ取り込んで1つの固まりをつくってやらないと、何をやっているんだろうという話になると思う。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 今年予算から地球温暖化対策費ということで、企画の方で目を1つまとめて予算を通していただきまして、先ほどの教育委員会のアースキッズの事業につきましても、教育委員会でなくうちの方が担当で一応事業を進めている事業であります。

○12番（居山信子君） 今の環境に対する取り組みの仕方ということで村木議員から御提言があったわけですがけれども、平成17年の全国風サミットだったのでしょうか、16年だったですかね、参加させていただきましてけれども、そのときにやはり担当の町の取り組みが風力だけでなく環境問題に対するトータル的な取り組みの展示とかもやはりされておりました。

そういうことからすると、今の村木議員のお話がまさにそういうことなんだなということがわかるわけですがけれども、ぜひ来年度に向けて本年度、風サミットにはたしか参加されて

いないということでもありますし、また、昨年は当町が開催地だったわけですけれども、諸般の事情で開催地、また設定ができなかったようですし、全国的にもやらなかったというふうなことでございますが、極力そういう幅広い全国的な方に見ていただくことが必要だろうかなというふうにも思いますけれども、その辺の考え方、サミットを取り込む考え方はということで、本年度の決算になってから参加がなかったというのは一応承知はしていますけれども、参考までに教えてください。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 去年、18年ですか、この年に、その前の年でしたっけか、今年でしたっけか、うちの町でやる予定でしたけれども、事件がありまして取りやめになったというふうに、確かに伺っております。今年も参加しておりませんが、将来的に、町長に聞かないと、参加者が町長ですもので、聞かないとわかりませんが、ただ環境問題につきましては、先ほど村木議員おっしゃいましたように、うちの課は企画調整という名がつきますので、住民福祉課あるいは教育委員会等々と連携をとりながら積極的に進めていくつもりでおります。

○3番（村木 脩君） 公債費についてと、いつから償還、この公債費は、できて何年たつのか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 公債費につきましては、平成14年に借りた分と15年に借りた分と2つございます。で、できたのが平成15年12月風車ができましたのが、当然事業の前に借りたものでございまして、償還につきましては、平成15年から利子の償還が始まっております。元金は一部18年の決算から始まっています。19年から今度15年の借りた分が入ってきます。14、15、元金が増えています。

○3番（村木 脩君） 19年から15年のやつが元金に入ってくるの。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 14年に借りた分の元金が18年から入ってまして、19年が今度は14、15の2つが、15年に借りた分が19年から始まりますので、今から今度は元金の償還の方は増えてきます。

○3番（村木 脩君） ということは19年度はこの金額よりもっと増えてくる。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 19年度の元金償還金は2,082万4,000円となります。この約10倍近い元金償還金になります。

○3番（村木 脩君） ということは、かなりこの積み立てなんかも金額が増えてくるしわ寄せが来るわけ。当初のやっぱり見込みとどれくらいの誤差が出てくるのか、そしてその太陽光の金なんかもそういうものを出せる、先の見通しというのはどうなっているのか。

○企画調整課長（鈴木忠一君） つくったときから20年間の収支計画書がございますので、もしあれだったら後ほど資料を提示します。

○3番（村木 脩君） その収支計画に現実的に合っているの、今。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 先ほど質疑ございました収入、これ5,100万で、当然見ざるを得ませんもので、それで若干今現在は収入が減っていますもので、若干減っております。

○12番（居山信子君） この風力の保証が何年までか。そしてまた落雷の被害等どういう状況だったのか、本年度はどうだったのかを説明してください。参考までに出発した時点からのが、大まかわかったら教えていただきたいと思います。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 落雷の関係なんですけれども、つくった当時何か2回あったとなってますが、この平成18年度につきましてはありませんでした。ただこの間補正で通していただきましたのですけれども、日本海側の方で落雷によってかなり羽根がそがれたという事例がございましたもので、羽根の中の空気をなくす、中にウレタンという物質を詰めて中の空気を追い出すことによりまして羽根がはがれにくくなるということで、その工事を今月の10日から始めております。

○委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時28分

○委員長（八代善行君） 再開いたします。

○3番（村木 脩君） この積立金は当然撤去費を想定して積んでいくわけですが、撤去費としては大体幾らぐらい見込んでいるのかということ。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 基金積立金は当然撤去のときの費用と、あと何かのときの修繕料、大規模修繕等に対応するための積み立てているものですが、取り壊しに対しましては、ちょうどこちらの600キロワットと同じ程度の風車が伊東市のゴルフ場にございました。それがゴルフ場の方でこの何年か前に取り壊しました。そのときの撤去費用が大体1基なんですけれども1,500万円ほどと聞いておりますので、うちの町3基となりますと大体5,000万近くになるかと思われま。

○12番（居山信子君） 今うちの町の住民の皆様の関心が三筋山の方の風力、あるいは天目

の方の風力の問題に非常に関心が注がれております。そういう中でそういうチラシ等を見ていきますと、騒音とか電磁波とかというようなことでの主張がなされているわけですが、現時点で担当が把握をしている、その観点での説明をいただけませんか。騒音と電磁波について

○委員長（八代善行君） これは決算審査と直接関係ありませんから、一般質問でやっていただきたいと思います。

○12番（居山信子君） ごめんなさい。その天目とか三筋山とかと言いましたが、現時点3基立っている風車の中でのそういう騒音とか電磁波のそういうことですから、聞いていることは。

○企画調整課長（鈴木忠一君） 町の風車の騒音関係なんですけれども、白田川の反対側の対岸の片瀬地区の方から一部、あるいはバイオパークの方から騒音があるというふうな話は聞いてございます。電磁波の方はそういう声は聞いておりません。

○委員長（八代善行君） そのほか質疑ありますか。

○6番（森田禮治君） 同じようなことになるからそれはいいとして、ともかく印をしてあったけど村木議員が聞いてくれたので、あと、この砂利なんて周りのあれではないかと思うんだけど、金額にすればたいしたことはないけれど、これは周りの土が流れたものを埋めたりしたんでしょうか。9ページの。

○企画調整課長（鈴木忠一君） これは風車の周辺の整地用の砂利の代金です。

○6番（森田禮治君） 道路管理のですか。

○地域振興係長（石井尚徳君） バイオパークの方に登る道からすぐに入りますよね、そこがどうしても土が掘れまして水がたまるものですから、そこに砂利を買ってきまして整地をしました。

○12番（居山信子君） 伺います。まず、歳出の1款で事業費の細節11需用費なんですけれども、この光熱費138万1,481円が計上されていまして、これについて不用額がかなりの額があります。この辺について伺いたいということです。

○企画調整課長（鈴木忠一君） この不用額につきましては、これは先ほど話しました修繕費の関係なんです。この修繕費、結局1円も出ていませんもので、備考欄の方に名前が載っていませんけれども、本当は修繕費、予算の段階ではあるんです。ただ支出していないもので、この備考欄の方に修繕費ゼロ円と入れれば一番いいんですけれども、ないもので、不用額が113万9,419円となっていますけれども、このうち100万円は、先ほど話をしました修

繕費の関係の不用額なんですよ。だけれども全然払っていないものでこっちに数字と名前が出ていないですもので、それが1点です。

それから、内容につきましては、風車は自動的に自分では回れませんもので、最初はやっぱり電気を使って回しますもので、その電気料のことです。

(「了解です」の声あり)

○委員長(八代善行君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第67号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成18年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、議案第67号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。

以上をもって風力発電事業特別会計の審査を終了いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時36分

平成 1 9 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 9 年 9 月 1 4 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第2日目）記録

平成19年9月14日（金）午前9時30分開会

出席委員（5名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
6番	森田禮治君	11番	八代善行君
12番	居山信子君		

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（7名）

健康づくり課長	高羽勇君	健康づくり課参事	鳥澤勇君
健康づくり課長補佐	鈴木秀人君	健康づくり課長	鈴木利昌君
水道課長	内山厚君	健康づくり課長	向井青一君
水道課長	田村俊一君	健康づくり課長	

議会事務局

書記 村上則将君

開会 午前 9時30分

○委員長（八代善行君） おはようございます。

昨日に引き続き、委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。

よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました議案第63号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全般といたします。これでいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） では、質疑ありませんか。よろしく願いいたします。

（「委員長、ちょっと休憩してください」の声あり）

○委員長（八代善行君） はい、暫時休憩します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより質疑に入ります。よろしく願いいたします。

質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） まず、1款の方の歳入の国民健康保険税、収入済額が66.57かな、滞納繰越、全部入れて。ここのところが一番問題で、その66.57という数字は、町税の方が69.幾つということで、そこのところをやっぱり町税と一体化するような数字を出していないと、特に過年度分の扱いが非常に難しいと。当然、過年度分で不納欠損4,100万ぐらいあるわけですね、滞納の方で。ここでこれだけの不納欠損額を出しておいて、まだ徴収率がこれぐらいということは、どちらかという収入済額よりも不納欠損の方が多いわけだ。この数字

があとと取れる見込みがある数字なのかどうか、その辺が、心の中では全部不納欠損したいぐらいの気持ちの方が強いんだろうと思うんだけど、それと、現年度の国民健康保険税の方が、やっぱりこれも90いっていないんだ、89.幾つ。これをやっぱり九十二、三まで上げないと、全体的には66.57のこの数字を70ぐらいには持っていけない数字で、もっと不納欠損すれば、それは上がるんだけど、そうはいかないということで、何かこのところが、実際に本当に困窮者が多いのか、税が上がっているからますます払いにくくなるし、10期に分けたとかそういうものが全然ここに数字としてあらわれていないんだよな、10期に分けたという。その辺の今後の対策。

○健康づくり課長（高羽 勇君） この徴収問題については、毎年指摘されているんですけども、職員にもいろいろ頑張ってもらっています。ただ、どうしても現年を中心に徴収しておりますので、その理由は何かというと、現年の徴収率が悪いと調整交付金の下がるものですから、国の方の。それで現年中心にやっているんですけども、どうしてもやっぱり滞納繰越分の方がおろそかになるという面があります。

それと、やっぱり滞納者は困窮者が多いのかという質問ですけども、やはりこう滞納に回っていると、本当に低所得者が多いような気がして、生活に困っているのかなという人が多く見受けられます。国民健康保険も制度的にも行き詰ってきているのかなというふうな、制度を何とかというふうにも考え、老人医療みたいに県全体で広域連合をつくってやるとか、そういうのを1つ制度的に考えていただきたいなというのが、担当の方は思うんですけども、将来やはり老人医療みたいに広域連合ができるような可能性もあると思います。

詳しい対策の方は、係長の方からちょっと説明させていただきます。

○健康づくり課長補佐（鈴木秀人君） 今後の収納対策としましては、今までどおりの短期保険証とか資格保険証を利活用した徴収と、広報とか有線テレビにより滞納者の納税意識を図る啓蒙、または、夜間徴収の実施、口座振替の推進、また、悪質な滞納者につきましては、資格証明書を発行するなどももちろんですけども、平成20年4月より発足されます静岡地方税滞納整理機構への委任も税務課と連携して実施していきたいと考えております。

○3番（村木 脩君） その資格証明に頼り過ぎているかなという部分もあるんだけど、やはり納税者と職員との対話が足りないのではないかという気がする。特に10期なんていうと、昔みたいに4期だと1つ飛ぶとすぐに行くとか、自分たちで今検認もやっていないから、その辺の情報がつかめないのではないかという気がするんだな、みんな電算になってしまっ

だから、逆にまめに納税者と対話をできる、集める、集めないより、距離を縮めていかないと、特に資格証明の場合には、感情的なもつれなんかも出てきて、逆にそれが逆効果に働く場合もある。当然、医者へそんなものを出すのは恥ずかしいとか、いろいろなものがあるんだろうから。だから、そこらも一つのこれからの何というんだろう、事務的な改善すべきところではないのかと。大変だけれども、やっぱり少し滞納者の面倒を見る気持ちがないと。

○健康づくり課長（高羽 勇君） その辺は、私も課長になって、資格証明書にしているからということで滞納世帯を回っていないというようなケースがあったんですが、何しろもらえなくても行って、対応するということは本当に大切だと思いますので、職員にその辺のことを指導していきたいと思うんです。やはり税務課は、納税の係が、専門がいますので、会話するのが多いんですね、やっぱり臨宅して。うちの方はその辺がちょっと少ないかなという気がいたしますので、その辺を徐々に行って変えていきたいなと私は思っております。よろしくをお願いします。

○3番（村木 脩君） 専門家が少ないですけれども、国保の職員全員が専門家なんだから、大変だけれども課長みずからがこう手本を示していかないと、今の若い人はなかなか。昔と比べると町の中を歩いていない。たまに夜、行き会う。だから、あれがやっぱり年じゅう行っていると、年じゅう来てもらうのも悪いとか、そういういろいろなところがね。

ただ、法的にばさっとやれるならばいいよ、差し押えでもなんでも。それができない以上は、どこかで距離を詰めてもらう。そうすると、やっぱり人間だから、年じゅう来てもらうのは悪いから払うよと、そういう話にもなってくる。だから、10期の人が昔の日掛けみたいに、では月に2回来てくれとか、そういう話になってくればしめたものなんだけれども、そういうやっぱり対話というものは納税者としていってほしい。それでやっぱり九十二、三まで上げてほしい。

○健康づくり課長（高羽 勇君） その辺は、おっしゃることはよくわかります。

ただ、先ほど補佐の方から言いましたけれども、来年からできる滞納整理機構ですか、これに送る案件もあるかなと思うんですけれども、その辺は慎重にやらなければいけないものですから、何件送れるかどうかはちょっとわからないんですけれども、慎重に対応していく。やはり滞納者との本当に対話というのは必要だと思いますので、これからも臨宅をしていくということで。やらなければいけないと思っています。ただ、今、臨宅日中しているのは、分納約束している方だけですので、夜間はやっているんですけれども、夜間の臨宅徴収に積

極的に力を入れる必要があると思います。

○3番(村木 脩君) 夜間は大変だから、そういう人は昼間から来てもらって、午前中は休んでいいよ。勤務時間をずらせばいいんだから、そういうものも積極的に取り入れて、大した人数ではないわけですから、納税者の方も、被保険者も。なので、これはやっぱり1つには政策的な部分があるわけだ、保険だから。だから、整理機構に送って、幾ら取られて、200万だったと思ったけれども、そちらに送る額、そちらの方が大変。だから、やっぱりこつこつやるしかないと思うんだよ、この保険というのは、税以上にこつこつやらないと。そういう強権発動できない部分がかかなり多いと思うんで。だから、その現実はわかるんだけど、それにはやっぱりまめに回ってもらおうと。

そうして顔見知りになっておけば、またほかの課へ行ったときにも、結構今の若い人は、役場の職員かよなんて知らない人が多いから。昔は、納付書なんかも手で配っていたから、そういう部分もつなげたんだけれども、今はもう郵便でやって、通勤は車でしゅーっと来てしゅーっと帰ると、全く町の中も覚えなし、昔の人間みたいのうちを知らないでしょう、新しい人が入ってきているから。そういう一つの現況という感じでやった方がいい。

○健康づくり課長(高羽 勇君) 村木委員のおっしゃったことを、これを機会に努力していきたいと思いますけれども。

(「あんたに言われると頭に来るんだよ。向こうに委員長がいるんだよ」の声あり)

○委員長(八代善行君) ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○委員長(八代善行君) 休憩を閉じ、再開いたします。

質疑ありませんか。

○2番(飯田桂司君) いいですか。では、今、村木さんの方から大変良い御指摘を聞く中で、私は、新人としていろいろと見ていく中で、やっぱり国保に限らず、大変収納ということの中で、大変この税の収納のことについては、今、村木議員言ったように町民の声を聞く、あるいは対応するということが一番今後大事ではないかなということで非常に、納められない

のか、納めないのか、そこのところがわからないところがあると思いますけれども、やはり多くの対話をさせていただくことをこれに限らず、いろいろな機会に、そして収納に結びつける、多少でもいいし、あるいは対話の中で収納対策をしていただく。できれば、やはりそれ以上下がらない、あるいはこれ以上上げるというふうに変えていただくことが一番ベターではないか。ぜひ、もう一度ではないですけれども、再度ですねその辺を上げていただいて、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 先ほどから答弁しているんですけれども、村木委員の言った対話、これは本当に必要だと思うんですよね。対話を十分しながら今後、徴収率が少なくとも下がらないような対応をしないとと思いますね。

○3番（村木 脩君） それと、高額医療の方を聞きたいんです。

高額医療がこれ毎年上がってきていると思う。やはり今22ページのところ、補正で452万8,000円、当然これ、自分たちで当初予算のときに見込んだものよりこれだけ増えたということなんだけれども、この高額医療ではいろいろ何だろう、透析だとか、透析は別か、これは高額医療とは。

（「入ります」の声あり）

○3番（村木 脩君） この中に入ってしまうのか。それから、あと申請によって、がんとかそんなやつだと思うんだけど手術、ここらがますます上がって、メタボリックの何か今年から、来年から、何かそういう診察、健診が、ある

（「義務づけられるんです」の声あり）

○3番（村木 脩君） 義務づけられるの。いつから。

（「4月からです」の声あり）

○3番（村木 脩君） 来年の。だからここらが、かなりの負担になってきているのではないのかなと。ほかの町村も。昔は人工透析なんていうと、限られた施設しかできなかったけれども、今は機械が安くなったのか、これがかなりの病院としたら、いい稼ぎになるのか知らないけれども、取りはぐれのないものだから。やっぱりこの辺が今この町で何人いて、今後の対策としてはそのメタボリック、成人病予防、糖尿病患者なんていうのはかなり多いと思うんだよな。だから、これが昨年あたりの山田議員さんにも指摘されていた部分ではないのかなと、決算のとき。

そこらを改善していく、これは、アスト会館だとか保健センターだとかとタイアップして当然やっているんだろうけれども、食べる部分と運動と、運動不足が主な原因だろうから、

何だかアスド会館なんかの利用法だとか、そういうものも国保の方で案を考えていこうという、一緒になって一つのPRをしていく。これ、がんだとかそういうものは余りしようがないと思うんだけど、特にこの手術、これらも高額医療になってくるんだろうし。だから、ここらの食いとめ策もソフトとして、だからいろいろな面でタイアップしてやってもらう。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 去年は、高額医療は増加しました。やっぱり長期入院で高額医療を使った人が多かった。だから、そんなものですから、療養給付費も前年に対して今年はずいぶん伸びてびっくりしたんですけども、それが1月、2月に下がったものですから、何とか胸をなでおろしたんですけども、予算的に。

それで、人工透析は17年には15人だけ。

（「19人」の声あり）

○健康づくり課長（高羽 勇君） 延べで見ますと18年度は19人いました。ただ、それは転出したり、亡くなった方がいますので、18年度末には15人ぐらいになったんですけども、一応人工透析やっている人は19人で増えております。

それで、健康づくりのことですが、これは、健康増進課も同じ課にいますし、保健センターも同じ課ですので、そういう連携をとってやっているんですが、やはり今、早期発見ではなくて、早期予防ということで、国の方も来年の4月から、40歳以上、74歳未満の対象者の方を特定健診、特定保健指導ということで、メタボリックシンドロームに落ちないように施策、メタボリックシンドロームかな、そういうことになりそうだなという方を早期に発見していくということで、それで、早期発見された方は指導していこうという方針に変わっておりますので。それが、健診率が非常に難しい点があるんですけども、そういった政策になっておりますので、今後も連携をとりながら、タイアップしていきたいと思うんですけども、ただ、健康づくりの教室は本当に頭打ちになっているのかなと考えているんですよ。

昨日も一般会計の方で指摘されたんですけども、その方たちをいかに取り込むかという、アスド会館で待っていたのではだめだから、各地区へ出前健康づくり教室ですか、そういったものをこちらから積極的に各地区へ出向いて、そういう教室を開こうかなという指摘も受けましたし、担当の方でも、そういう話し合いをしておりますので、今はもうアスド会館だけでも構えているのではなくて、各地区へ積極的に出ていく対策をやりたいと考えております。

○3番（村木 脩君） その各地区へ出ていくというのは、これが一番肝心で、だから一番最初アスドでやった1期生を、そういう地区の人にやらせようという、そこに一つの目的があ

ったんだよ。指導者づくりだったんだよ。そして各公民館なりそういうところへおろしていこう。これは何でもそうなんだけれども、通知を出して、来てください。来てくれる人は何も問題ないんですよ。来ない人をどうするか、ここが一つの、これはどんな仕事でもそう。だから、そこらをやっぱり各地区へおろすということ、これもやっぱり対話する仕事の一つ、だから、それは頑張ってください。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 当然、考え加味しながら、検討していきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

○2番（飯田桂司君） ちょっともう一つ、課長にお聞きしたいんですけども、少子高齢化の中で、出産育児の関係の補助金が出されているわけですけども、原則が35万ですか。近隣のちょっと市町村のあれがもしわかりましたら、大体でいいんですけども。

○健康づくり課長（高羽 勇君） これは国の方からの法律で35万ということになっていますので、近隣市町村とも35万ですね。昨年の10月から35万です。失礼しました。法律では決まっていますんですけども、財政的にできないところは30万です。ちょっと把握していないんですけども、30万のところもあるようです。失礼しました。

○2番（飯田桂司君） わかりました。

○3番（村木 脩君） 順番が逆になって申しわけないけれども、一般会計からの繰入金、これが1,425万4,000円、23ページ。当然法的に繰り入れなければならないものと一般会計から繰り入れをしなければならない、これらは昨年に比べて同額ぐらい繰り入れられているのか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） この1,425万4,000円ですけども、これは一般会計繰入金、法定外でございます。この金額は、昨年度17年度とはそんなにかわっていない金額です。正確にはちょっとわかりません。

○3番（村木 脩君） これは、だからゼロでもいいわけだ、法定外で。

○健康づくり課長（高羽 勇君） ゼロでも、はい。

○3番（村木 脩君） だから、ここをやっぱりゼロにする努力というのは必要なわけですが、実質収支見ると、結構黒字になっているわけで。だから、この黒字で今年は税率を上げないでいいですよという考え方で、私は正を得たんだと思うんだけど、だから、そこで1つはやり病でもあると、どーんといってしまうところでもあるんだけど、とにかくこの一般会計の繰入金をゼロにする方法、この法定外をゼロにするという一つの国保会計の方の努力というものは必要だと思うんです。それらについて、将来の展望を。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 一般会計は、17年度より18年度は510万ぐらい下がってお

ります。これは、国民健康保険の会計の方としては、より多く欲しいんですけども、これは地区によってはまちまちで、例えば熱海市なんかは、一般会計から5億円を繰り入れているようなところもございます。こういう所は保険税が低いです。全然これをもらっていないところもありますし、市町村によってまちまちですけども、不安定な国民健康保険体制としては、一般会計からの繰り入れをより多く欲しいとは願っておるんですけども、これは特定疾病、特定疾病とは人工透析、それから血友病、それから何だっけ、

(「エイズ」の声あり)

○健康づくり課長(高羽 勇君) エイズ、この3つが特定疾病ですけども、うちの町は人工透析の方しかないんですけども、人工透析をやると、年間すごい1人500万ぐらいかかって年間3,600万ぐらい……、保険者負担額を引くと、3,600万ぐらいかかりますもので、その分の一般会計からの補てんということで、毎年お願いしています。

○3番(村木 脩君) だから、これを会計システムとすると、本当はここは要らないお金なんだよな。だから、これをゼロにするということが、ゼロにして組み立てるのが普通一般的だと、こっちの人は一般の税を使っているわけだから、社会保険に入っている人もこっちを出してという部分になっている理論も成り立ってしまうもので、だから、これをなくすということとは滞納を減らすという努力、イコールになっているわけよ。だから、その努力はしていただきたい。

○健康づくり課長(高羽 勇君) そうですね。徴収率が上がって滞納者がなくなれば、この辺のところは全然もう、3億からの滞納額があるんですから、半分も収まれば、これもクリアするんですよ。今後はそういった努力が必要だってことは思うんです。やはり滞納を減らすことが第一の努力。

それから、今年は1億からの決算の剰余金が出たんですけども、これは、12月まで医療費がすごい療養給付費が高かったんですが、取り直して予算組んだものですから、国の方とかそれから基金の方も余分に来ております、そういう形で19年度で返還しなければならないという状況であるので、現状は本当にぎりぎりの予算であります。

○6番(森田禮治君) 先ほど2番委員が出産育児一時金の問題ですけども、東伊豆町は35万ということで今、決算額910万円では割り切れない。

○健康づくり課長(高羽 勇君) 昨年10月から35万になりまして、それまでは30万だったんです。それで、30万の処置した人が14人、35万が14人で計28人の方に出産育児一時金をお支払いしております。

○6番（森田禮治君） 僕もこういうことには疎いもので教えてもらいたいんですが、その上の方に退職被保険者高額医療保険、医療費保険者負担金、これはやめた人が永久にこういうことは退職者が該当するんですか、年数などは。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 退職医療制度とは、年金をもらっている方が、会社勤めなどで年金を20年かけて、要するに厚生年金をもらっている人ですよ、単純に言うと。そういった方たちが会社をやめて保険に入る場合は、退職医療制度の国民健康保険に入る、そういう方たちが退職医療制度に入るんですけれども、退職医療制度とは一般の国民健康保険とは制度が違いまして、退職の方の保険税とそれからあと支払基金交付基金があるんですけれども、そこからの基金で賄うことになっています。だから、国の負担は制度に入っていないことになります。

この制度は、来年の4月からちょっと若干制度が変わりまして、前期高齢者制度と後期高齢者制度となりまして、65歳以上の方は前期高齢者制度になります。60歳から65歳の方は、段階的に退職から前期高齢者医療に移行になります。だから、来年の4月から制度が若干変わってくるということになります。

○6番（森田禮治君） 制度が変わるというだけで、この保険の負担金というのがそのまま。

○健康づくり課長（高羽 勇君） その後の費用は対象者が減りますので若干下がりますけれども、この制度がまだ五、六年続きますので、その間はこれが残ってきます。

○6番（森田禮治君） それで、その裏の4款なんですけれども、がん検診補助金と人間ドック補助金、これは一律ですか。それとも金額によってこの金額ということになるのですか、その点について。

○健康づくり課長（高羽 勇君） がん検診は700円程度かかるんですけれども、その2分の1、350円を国民健康保険に加入されている方に補助しています。それから、人間ドックは個人負担が1万円、それを越えた分の3万円を限度として支給しております。

○6番（森田禮治君） 3万円の場合は2万円出して。去年は何人ぐらい出しているの。もう一つ、これを一般の町民がみんな把握していますか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 一般の皆さん全員が知っているかというのはちょっとわかりませんが、啓蒙しているし、それから納付書を発送するときに、こういった制度がありますよという案内はいたしております。それから、今農協さんがまとめて集団でがん検診を募集していますよね。そうすると、どっと最近来始めているんですけれども、そういったあれが。あと個人の方も来ているんですけれども。

それから去年は、がん検診477人ですね。それから人間ドックが107人利用されております。人間ドックは、17年が102人でしたので5名の増となっております。

○3番（村木 脩君） 今の1日人間ドックには107人、そしてがん検診477人、被保険者数が8,020人でしたっけか。そうすると、大した率でもないんだよな。この辺の検診率というのが物すごく低い。

1人当たりの医療費の費用額が25万5,593円、去年が23万5,716円、74ページ一番最後のところ成果表の。この辺が成果表の中にあるんですけども、やはりその前の70ページのこういう何というんだらう、いろいろな検診だとか低いんだよ、うちの町は、ともかく検診というのが。68ページにもずっとあるんだけども。1けただとか、下手すると。

こういうのは、お医者さんとタイアップして、そっちへ行ってもらった方が早いのか、出てきてもらうと何というかな、精度が低いのではないかと来ない人たちもいるのではないかという気もするんだけども。その辺が何か、何だろうな、どこか伸びてこない要因があるのかなという気がするわけ。その辺をこれからどうしていくか、さっきのいろいろな問題と一緒になんだけども。うちの町のこれは一つの何というか昔からのテーマだよ。行政に対する不信感もあるのかどうか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） その辺が、私たちにとって一番本当に頭の痛いところでして、来年度から先ほど言いました、特定健診がこちら辺に該当してくると、がん検診は別ですけれども、基本健診ということで。これが、本当にこれを65%、5年間で健診率を上げないと、今度は保険者にペナルティーを国の方でよこすよという制度になりますので、これをどうしたらいいかというのが来年に向かって方策を練っているんですけども、それをどうしたら健診率を上げるかということで、健康づくり推進協議会という協議会があったんですけども、その一部規約を見直しまして、委員さんもちよっと変更しまして、産団連、農協さんとか漁協、それから商工会、農協さんの若い人たち、青年部の人たちにも委員に入ってもらいまして、第1回目を開いたんです。

その中で出たのが、やはりもっと啓蒙しろ、ハイキャットか何かで。例えば基本健診は、1人当たり8,000円からかかるんですけども、それが町の健診を受ければ700円でできるんですよね。非常に安いもんですから、その辺をもっとPRした方がいいのではないかということで、その辺も費用を聞くと皆さんびっくりするですよ。そんなに安くできるのかと。ただ、待ち時間が長いのは非常に難点として、それをどうしたらクリアできるのかなというのは、やっぱり予約制にしたりとか。予約制を今やっているんですけども、金、土、日、

働いている人を対象に40歳から60歳、今度18、19年度は30歳から40歳の方も予約制でやったんですが、やはり待ち時間が少ないもんですから、大変好評なんですよね。

ですから、そういった予約制にするのか、また、あるいは村木委員おっしゃったように、健診については、各個人で各病院に行ってそこでできるような健診の方策もこれから練っていかないと、とても健診受診率が65%もいかないような気がするもので、今後そういったことも検討が必要だと思っております。

○3番（村木 脩君） お医者さんに現在かかっている人は来ないみたいで。だから、逆にそういう人もお医者さんでやったという一つの証明を持ってくれば、補助の対象にするとかという方法にしないと数字が上がらないと思うんだよ。

○健康づくり課長（高羽 勇君） ですから、病院でその点できるような方策を今後は検討する必要がありますとはみんな考えは持っているけれども、ただ、費用がかかるものですから、個人負担がかかるし、町の負担もかかるし、国保の負担もかかるし、その辺のことが一つのネックかなという感じがします。

○3番（村木 脩君） 現在通っている人はそれでいいけれども、通っていない人はそっちへ行ってもらう方策をとらなければだめだよ。やっぱり一つの団体だとか、いろいろな方法を掘り起こしていかないと。社会保険のものをこの下でよくやっているんだよ。タクシーの運転手たちの、ああいうのは多いよ。国保の方でやるとがら一んとする。その辺がやっぱりああいうところは、一つの事業所で行ってこいという強制力があるけれども、国保の場合には公だから、公の責任でやってもらわないと。だから、そういうので何かやっぱりしがらみをつくってやらないと。それは研究してください。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 今後の研究課題としてやりたいと思います。

○12番（居山信子君） 今皆さんいろいろな角度で質疑をしていただきましたけれども、質疑のNHKの教育テレビの番組をごらんになった方はいらっしゃいませんか。国保の問題をシリーズで取り上げてくれて、老後の身につまされた現状が、当町の国保関係だけでなく、県全体の問題として国民皆保険スタートから50年という、かなり制度をそういった高齢化、そしてまたこういう経済状況、また雇用の問題、そこも考慮した上で、非常に問題が山積をしていると。

その一つは、結局国保税を払えないがために、何らかの対応をなされると。後で何うんですけれども、資格証明なり何なりが発行をされると、その数字をぜひ伺いたいというふうに思うんですけれども、その点が1つ聞いておきたいのと、さらに、若い世代が、言うなれば

高齢者の扶助のために国保税が上がることによって、収入は減るのに国保税は上がってくると、家族を抱えてはいるんだけど、ついに滞納してしまって、資格証明とかそういうような対応になってくる中で、極力病気にならないため努力はしているけれども、病気になっても病院に行けないと。本当に重篤になってから病院にかかるということから、非常に医療費もかかっているわけですね。

そういう状況の中で暮らしている皆さん方もいるというふうなこの内容、全国450万人ぐらいという数字を言うておりましたので、当町でも、そういう収納率の話出ておりましたが、この国保税だけでなく、町税全般にわたって、せんだっての朝日新聞のランキングから何とワースト14だったわけですね。静岡県下のワースト1は承知していたんですけども、全国でワースト14位だったんですよ。

本当に当町がそういう財政力指標のタイプのさまざまな要因を上げている方も御質問大勢の方からありましたが、実態はこういう観光産業の低迷と、それと観光に従事していらした皆さん方が、国保に入って病気になっても病院に行けないという、たいへんな状況もあるわけで、そしてまた、もっと悪質なところは、本来ならば会社の方で従業員に対する福利厚生とかそういうものをしていなければいけないのに加入していなくて、社会保険でなく国保にというふうな問題とかさまざまあるんですね。

では、本当にこの町は、今後どういうふうにしていったらいいのかということが、後期高齢者の医療制度という個々の点からあるというものの、現実そういう重篤になって、そして救急車で運ばれていくような人が増えていったりなんかしたときに、本当に大変な医療になって負担も増えていく、この現状をどういうふうに打開をしていったらいいのかということが、ぜひ町長を中心に、来年の予算編成のこともあるわけですが、健康づくりを抜本的に考え直して、あるいは趣旨普及費という形での予算がつけられているわけですけども、果たしてPRのあり方も十分なのかどうなのか、そして健康づくりの今までの事業もどれだけ成果が上がっているのか、費用対効果の方も考えたときにどうなのか、そしてアスト会館の活用も含めて、トータルで本当に町民の皆さんの健康ということを真剣に取り組まない限り、町は立ち行かないというふうに思います。

何よりも健康第一、そういう意味では、

- 委員長（八代善行君） 12番、いいですか。
- 12番（居山信子君） まず、
- 委員長（八代善行君） 総論として聞いてください。

- 12番（居山信子君） まず、私としては、
（「ちょっと委員長」の声あり）
- 12番（居山信子君） 発言中ですよ、発言中。
- 委員長（八代善行君） ちょっと待ってください。
- 12番（居山信子君） すみません、発言のきちっとしたルールに基づいてやってください。
発言しているから。
- 6番（森田禮治君） 発言でも、あんたの言うこと、一般質問的に……
- 12番（居山信子君） そういうのは不規則発言と言います。委員長のちゃんと許可がないと発言ができないんですよ、森田さん。議会運営委員長だから、そのぐらい知らないと困ります。ちゃんと議会のルールを守ってください。
- 6番（森田禮治君） 委員長にちょっとと言ったじゃないか。
- 12番（居山信子君） 委員長、発言中ですから。何の発言が問題ですか。
- 6番（森田禮治君） 暫時休憩してください。
- 委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

- 委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。
- 12番（居山信子君） 委員には発言の自由というものがありますので、それぞれの個性で発言の仕方はあろうかというふうに思います。
- 当然この決算にそれていない、まして国保の問題について議論している問題に、委員長からそのようにおっしゃることは、今後、私の発言についてのそういう問題をしっかりと研究をして、活発な委員会審議のために邪魔な、ましてや委員長がそこでもって委員会運営上あるまじき発言をするようなことがあるというのはちょっと問題かなというふうに、しっかりと議会運営のルールを勉強をして、お互いに真剣にそれぞれの発言に耳を傾け、この国保税をどうしていくかという議論が時間をかけてやっていかなければならない課題だと思いますので、質疑は続けさせていただきたいと思います。
- 当初、18年度予算でさまざまな指摘をされている点についてお答えをしていただきたいと

思います。

まず、収納率と滞納の現状ということで1点、先ほど2番委員からのいろんな質疑がありましたんですけども、収納対策と、そういうことでの取り組みは国から緊急収納プランですか、収納緊急プランというものも出されているというふうなことで、いろいろな取り組みがされているというふうにあるわけですけども、これがなかなか進まないというふうなまた収納も大変御苦労があるというのはよくわかります。

それも先ほど村木委員が指摘されたのは、やはり足を小まめに運んで、そしてそういうものの努力を見せながら、少しでも皆さんに納税していただく、その姿勢がぜひ欲しいよというふうにおっしゃっておられたわけでございます。そういうことはとても大事なことだと思いますけれども、かなり人数も限られて、担当も大変だというふうに思います。数字の上ではじき出してと、あるいは数字を出してというふうなことが簡単かもしれませんが、ぜひ、またそこでもって努力をしていただくということは、私の方もぜひお願いいたしたいなということです。

あと、数字的に伺いたい点がございまして、高額医療費の増加というふうなことで成果表をずっと見ていきますと、成果表の中で先ほどやりとりもありました。具体的に高額療養費を使われる方の疾病の状況ですけども、そのランキングの方がもしわかりましたら、伺いたいというふうに思います。そういう面で特に高額療養費が使われていることにおいて、当町での特に健康づくりで取り組まなければならない課題というような保険趣旨の内容とかそんなのもあるかと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えているのかなということを私は伺いたいというふうに。

もう1点ですけども、よろしいですか。国保の特別対策事業補助金の内容についての御説明を。とりあえずそれでお願いします。

すみません、ちょっと休憩していただきたいと思います。

(「最初は何でしたっけ」の声あり)

○12番(居山信子君) 委員長、休憩してください。

○委員長(八代善行君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 先ほどの国保の特別対策事業費補助金ですけれども、これは存置科目でとってありまして、この四、五年は実施はしていないということです。また、内容についてはちょっとその四、五年前の内容はちょっと今、ここではわからないので、また後ほど説明させていただきます。

それから、高額療養費の病名の順位ということなんですけれども、18年3月から19年2月診療分の中で、1位が腎不全、これは主病でございますので、いろいろな病気がありますけれども、主病で金額が653万5,200円となっております。2位がその他の心疾患、590万3,040円、3位が熱傷及び腐蝕、527万……

○12番（居山信子君） 熱傷とは何ですか。

○国民保険係長（鈴木秀人君） やけどです。熱傷及び腐蝕、これが527万4,200円、それから4位が白血病で510万2,450円、5位が結腸の悪性新生物、がんですね。499万1,760円です。そのような順位になっております。これについては、循環器系の生活習慣病が半分ぐらいを占めているのではないかと思います。

これについては国の、先ほども話をしました特定健診・特定保健指導の保険者単位の義務づけがありまして、それで生活習慣病、糖尿病とか、そういった糖尿病の予備軍に着目した特定健診・特定保健指導がありますので、それを実施することによって医療費の削減につながるのではないかなと思っております。

先ほど村木委員がお話しした健診率がまことに低いもので、それをまずクリアして、その後の悪い方には、特定保健指導という保健師さん、また管理栄養士さんが中心となって6カ月間指導してよくするという内容でございます。それが結果が出ないと、国からのペナルティーがありまして、老人医療の支援金というものの加算、減算がありますので、よければ減算されるし、悪いと加算、10%以内ですから加算されるということになりますので、国保としては力を入れていかなければならないかと思っております。

以上です。

（「徴収」の声あり）

○国民保険係長（鈴木秀人君） 徴収対策につきましては、先ほど村木委員にお話しした内容で、新しく20年4月から、滞納整理機構等ありますので、悪質滞納者については十分精査した中で委託委任していかなければならないかと思っております。また、啓蒙についても、

滞納者に有線または広報を使った啓蒙をしていかなければならないかなと思っております。

○健康づくり課長（高羽 勇君） ちょっと私の方で補足させていただきますけれども、高額医療費、昨年報告したのは1カ月単位ですけれども、年間で使った世帯ですと、一番高いのは1,389万910円、これは全体の費用額ですけれども、その方の病名は白血病。これは、この方は骨髄移植をされたようです。2番目の1世帯が使った金額が1,371万730円、この方もやっぱり白血病と高血圧疾患になられた方です。そのおうちの方です。3番目が1,239万9,530円で、この方は結腸がん。ですから、年間を通して使った世帯はそういう1,000万からの高額の世界になっております。

以上です。

○12番（居山信子君） 答弁漏れがありますので、資格証明の関係。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 滞納世帯なんですけれども、5月末現在で1,175世帯ありまして、世帯が4,062世帯で28.93%を占めております。それから、これについては前年が1,378世帯……

○健康づくり課長（高羽 勇君） ちょっと質問とは。

○12番（居山信子君） いいよ、でも、ぜひ聞きたい。言って。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 前年が1,378世帯で203世帯の減となっております。短期につきましては、263世帯で前年対比で17世帯の減でございます。資格証明書については88世帯、前年対比で23世帯の減となっております。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 答弁漏れありますか。

○12番（居山信子君） あと、住所がわからない場合の、そういうのもやっぱりあるわけですよ。資格証明を出せなくて、そういうことも含めて非常に、先ほど私が言いました全国的な問題になっている、そういう資格証明書、あるいは短期の保険証を持っている方たちも、やっぱりお金がないために病気でもなかなか病院にかかれない。ましてやこういうものすら滞納していてももらえなくなっている人などは、病院には行けないわけですよ。非常に問題なのは、そうやって亡くなっていく方が非常に多くなっているというふうなことを昨日の報道ではクローズアップをしておりましたし、うちの町にも恐らくまだ表面立って出てこないわけですけれども、今の報告をいただきましたから、滞納世帯28.93%という状況の中では、病気になってもかかれない世帯が約30%あるという、こういう現実を理解をしていかなければいけないのではないかというふうに思うわけです。

あと、今医療の問題についても病院の経営等大変厳しい中で、近くにいい病院がないとい

うことになる、やはり伊東に行く、あるいは熱海に行くというようなことからして、あります共立湊病院が時間的にも、また費用的な面からしても決して使いやすい病院ではないというふうなことからしますと、ますます交通費もかかり、何もかかりというふうなことで、住民の皆さんがどんなにか自分の健康に対する不安と、そして、国の今、年金問題等のさまざまな社保庁問題も含めて、大変生活に不安を持っているというふうなことも考えるわけです。

ぜひ、私たちもこうやって大事な仕事をさせていただいておりますので、住民の生活感情というものを皆さんがよく理解をして、思いやりを持って、担当窓口によく来たときにも丁寧な対応をして、ぜひ、人格を傷つけたり、また、差別的な発言をしたり、そういうふうなことがないように対応をしっかりと、丁寧な対応、優しい対応をしていただきたいというふうに私は考えます。その点、決算数字的なものには直接関係ないというふうに言われるかもしれませんが、町長の目指すところの政治姿勢はその辺にあるかと思っておりますので、ぜひ笑顔で優しい対応をお願いしたいというふうに、この決算通してお願いをしますが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） この国民健康保険証の資格の問題は、全国的に言われておいて、テレビでもやっていて、事情があつて国民健康保険に入らない、入らないけれども資格証明書、国民健康保険税を払うために働くのか、生きていくのかという報道を私も見たことがあるんですけども、全国的な問題といたしまして、これもなっているんですけども、国民健康保険の制度がこれでいいのかなというふうな気がしております。国から根本的に制度の見直しにかかると、国民皆保険の制度を維持するためにいろいろ制度を変えているんですけども、もっと国民健康保険に限っては突っ込んだ制度改革が必要ではないかなと私は大げさですけど思っているんです。

それから、窓口の対応ですけども、資格証明書の方が窓口で保険証を欲しいと来ます。病気にかかったので医者にかかりたい。何も税金を、滞納額を全部納めなければだめだとか、そういったことはやっておりません。納付計画があつて、少しでも払ってくださいよということで、私たちも困るんですけども、担当者としてはぜひ全額納めていただきたいんですけども、やはり病気にかかれば、お医者にかかることが第一ですので、少しでも納めてくださいと相談受けながら、なるだけ被保険者が困らないような対応はとっているつもりでありますので、ご理解いただきたい。

それから、そういったときにもやはり、すぐだめだとか言わないで、丁寧な心こもった対

応を今後も続けるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（八代善行君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第63号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

○3番（村木 脩君） やはり徴収率の低さというのは当然これは問題になってきますので、制度上も制度疲労という面もありますけれども、そのところはまた別の問題として、徴収率を上げるということを一つの附帯としてつけて、努力をしてもらいたい。

○委員長（八代善行君） 今、村木委員から附帯決議ということで、徴収率の向上について、それについてはまた今の国保の制度疲労とは別問題として付することで異議ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（八代善行君） では、この村木委員の意見を附帯決議として、意見を付したいと思っておりますので、皆さん、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○委員長（八代善行君） 時間になりました。会議を続けます。

次に、本委員会に付託されました議案第64号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○12番（居山信子君） 伺いたいと思います。

老人医療費も、本年度の状況がどうなのかということ、県下で今どれくらいのランクかというふうなこと、それでまた伸びている原因、またそれはどこに原因があるのかというふうなことを伺いたいなというふうに思います。

休憩してください。

○委員長（八代善行君） 暫時……

○12番（居山信子君） すぐに答えてくださる。

（「大丈夫です」の声あり）

○12番（居山信子君） 大丈夫ですか。数字的なものとかも。

（「はい」の声あり）

○12番（居山信子君） では、お願いします。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 医療費の増加の要因ということで、18年度の1人当たりの老人の医療費は、今現在県下で1位となりました。それで医療費が伸びた原因については、老人については、本来70歳から老人になるべきものが、国保の方に入って、老人は実際は増えないで亡くなる方がその分減になって、実際は年間120人ぐらいの減となるわけでした、そうしたときは120人も減になっているのに、医療費は上がっている状況でございます。

その原因は、入院が昨年比べて、件数では1,391件に対して前年は1,388件でほぼ同じなんですけれども、日数的に、2万8,581日に対して前年は2万6,319日で2,262日の増になっております。これについては、入院による高額医療による手術とかが多かったのかなというふうなことがうかがえるわけです。件数等はそんなに増えていないのに、日数がやっぱり多

くなっているということは、そういった長期の入院、例えば手術をして高額になるとかというようなことが考えられます。

以上です。

○健康づくり課長（高羽 勇君） ちょっと補足しますけれども、1人当たり医療費は83万5,170円でした。昨年が77万3,356円ですので、1人当たり6万1,814円の増額となっております。

それから、1世帯でやっぱり使った方は、医療費が1,169万6,110円で腎不全と前立腺がんの病名でございます。それから、その次の世帯が1,160万8,010円で、これは狭心症の方でした。やはり老人の方も、年間ですと1世帯当たり1,000万円を超える世帯があるということです。

○12番（居山信子君） 了解です。

○3番（村木 脩君） 実質収支で老人保健の額が1,866万5,000円のマイナス、これらのやっぱり要因というか、これは医療費の伸びが主なものなのか、この原因は。

○健康づくり課長（高羽 勇君） これは、老人医療とは各、国、県、町の負担割合が決まっています。それで拠出するんですけれども、3月から9月の医療費を参考に年間を見込んで国、県へ申請します。ですけれども、国、県は減ってくるだろうという前提にありますので、どうしても国、県の計算方式でやると減ってきます。

それに対して、また交付金も県はそれなりに来るんですけれども、国の方は申請したにもかかわらず、申請金額よりまた下回った決定額で交付されますので、その差がどうしてもこういうマイナスに、医療費が療養費として足りなくて、次年度で繰り入れるという形になっております。

○3番（村木 脩君） 診療費の状況でいくと、1人当たりの費用が83万5,170円、そしてやっぱり入院が一番大きい38万6,250円、これはやっぱり今の延命治療が大きく原因しているなということはわかるんですけれども、こういう中で、リハビリなんかは今度かなり切られてきている。病院へ行くと、かなりリハビリはやっているんだけど、それは医師が必要と認めれば180日以上というものも許されると思うんだけど、そういう患者というのは多いのかな。

○健康づくり課長（高羽 勇君） そこまでちょっと詳しくは分析していないんですけれども、患者が多いのかちょっとわからないんですけれども、多分リハビリする人は増えているのではないかなというふうには思っています。脳梗塞の病気の方が多いものですから、当然リハ

ビリの日数は増えてくるとは思われるんですけども、今おっしゃったように医療制度が変わりまして、1カ月何日と決められたものですから、それによって下がってきたのではないかなというふうには思っております。

○6番（森田禮治君） 今、村木委員が言ったりハビリ問題で、かなり整形外科も満員になって、この送り迎えは医療費では賄えるんですか。病院の負担でやっているのか医療費に加算されているのか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 病院がやっている巡回する車のことでしょうか。それは、保険の方には反映されてきません。

○3番（村木 脩君） 先ほどの国保の方でもそうだったんだけど、歯科が全体的に下がっている、数字的に。国保の成果表でもそうだった。これはあれかな、診療報酬か何かの点数の改正か何かがあったの。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 去年改正になりました。

○3番（村木 脩君） 診療報酬。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 診療報酬。18年4月からですね。ちょっと今数字的なあれわからないですけども、医科歯科、調剤等診療報酬、3.……ちょっと数字的には

○健康づくり課長（高羽 勇君） 3.2ではなかったかな。ちょっと委員長、休憩を。

○委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○6番（森田禮治君） 歳入の7ページ、審査支払手数料交付金これは。

○健康づくり課長（高羽 勇君） これは、レセプトを各市や町に仕分けして選別したり、そういうふうなもので、1件当たり単価が決まっております、それに対して交付してくれる還付金のことです。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 老人の方が医者にかかりますと、その医療費1カ月分のレセプト、診療報酬明細書というんですけども、レセプトを連合会の方に出しまして、連合会の方で審査して、それで各市町村に2カ月後に明細書が戻るんですが、そのレセプトの審査

の手数料です。

(「国保連合会ではないかな、基金」の声あり)

(発言する人あり)

○国民保険係長(鈴木秀人君) すみません、訂正します。今言っていることは国保のことでございまして、老人の場合は支払基金の方で仕分けして、先ほど言ったように仕分けしまして、2カ月後に町村の方へ戻ってくると。

(「言うなれば事務費」の声あり)

○国民保険係長(鈴木秀人君) そうですね。

(「早く言えば」の声あり)

○3番(村木 脩君) この第三者納付金というのは。第三者納付金の6万4,383円。

○健康づくり課長(高羽 勇君) これは交通事故が1件で、保険適用外で。

○3番(村木 脩君) 第三者行為の適用。

○健康づくり課長(高羽 勇君) はい、そうです。

○3番(村木 脩君) その下の返納金というのは。

○健康づくり課長(高羽 勇君) これは、病院が間違っただけで診療請求したというのを返納してもらったもので、1つの病院は県の個別指導から自主返還されまして、もう一つの医療機関は会計検査院の検査で、これは報酬を請求してはいけないよというのが見つかりまして、それが返ってきたものです。合計で、これは2つの医療機関ですけれども、2つの医療機関で439件になります。こういった内容かといいますと、老人慢性疾患生活指導料とか在宅患者訪問看護指導料、そういうのを何か取ってはいけないよという関係の自主返納です。

○3番(村木 脩君) これは、記録には載せないけれども、その医療機関の名前というのは公表できるわけでしょう。できないの。

○健康づくり課長(高羽 勇君) その辺はちょっと不明ですので、公表できるものならできると思うんですけども。

○3番(村木 脩君) 当然、保険医の取り消しだとかそういう可能性にもなってくるわけだよ、こういうのは、悪質な場合。

○健康づくり課長(高羽 勇君) 悪質でないものだから、こういった何か通常に診療しているのではないかなと思います。

○3番(村木 脩君) 439件というと、これは事務員だとか医者の方の勘違いで、そういう取れないものが取れたら、そういう診療報酬に名前が変わって、それが法改正で取れなくなった

ものを取ってあるものか、その辺は判断的にはどうなの。

○健康づくり課長（高羽 勇君） これは判断的には単なる勘違いで取ったのかなというふうには思っています。そんなものですから、この程度で、返しなさいよという指導で済んだんだと思います。

○3番（村木 脩君） ということは439件というのは、これは何年前までさかのぼってやってたことかな。

○健康づくり課長（高羽 勇君） 16年5月から17年4月の1年間と、もう一つの医療機関は16年3月から18年2月、2年間ですか。

○国民保険係長（鈴木秀人君） 今のあれについては指導料の関係なんですよ。1件について何百円とか、そういった単位なものですから、その指導については、ある一定の病気に対して何カ月以後たった場合は、その指導料は取れないとかって、そういった内容なものですから、本当の四百何件あっても実際は何百円の、本当の何というんですか、何カ月後にこれまでは取れるけれども、これまでは取れないとかって指導料の関係ですので、そういう病気に対しての指導料とかがあるものですから。

○3番（村木 脩君） 多分うちの町だけではないと思うよ。こういう形の町村のこの返納金というのは行っていると思う。そうすると、県あたりで町から借りて、そういうのを見て、国保の取り消しだとか、そういう事件には発展していかないのか。

○健康づくり課長（高羽 勇君） それは、私たちが判断するところではないので、ちょっと不明であります。申しわけないです。

○国民保険係長（鈴木秀人君） いいですか。国保も老人も臨時職員でレセプト点検をやっています。これは各市町村すべてレセプト点検ということでやっている中で、過誤で再審査で出すんですけれども、それをやっぱり県の方は見て、例えばこの病院に対しては、こうというのが余りにも多いと。そういったとき、その指導に入っていく。返還を、ちゃんと事務を適正に行わせるというふうなことでやっていますので。

○3番（村木 脩君） 藤枝の市民病院なんかもそういう勘違いだということで、あれだけの大きなものに発展して、そういう面もやはりきちんと、町の所管ではないけれども、そういう可能性が出てくる。

○国民保険係長（鈴木秀人君） そのとおりだと思います。

○委員長（八代善行君） 質疑いかがですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出全部の質疑を終結いたします。

議案第64号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第64号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思います。意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 意見ないようです。

これで議案第64号を終わります。

続けていいですか。

（「はい、続けてください」の声あり）

○委員長（八代善行君） 続けて審議をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第65号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入歳出全部といたします。

質疑ありませんか。

○12番（居山信子君） 介護保険の発足から7年たっておりますけれども、当町高齢化率28.66%というその現状の中で、18年4月から制度の改正もされまして、段階も7段階とい

うような状況になっております。地域密着型のサービスとか、あるいは地域支援事業という
ようなことが18年度から始まっているわけですが、給付率は前年度から見ますと
3.1%増えているという状況は成果表の中で一応確認はしております。

今、私の伺いたい点は、歳出の中でも、まず3ページにあります包括支援事業の事業費、
大まかどういった内容かというのは認識はいたしておりますけれども、1,215万7,168円の活動
の内容について特筆すべき活動の状況等ありましたら伺いたいというふうに思います。

これは、我が町はひとり暮らしの高齢者も静岡県下1位のはずです。そういう状況の中
では、支援センター職員の訪問をしながら高齢者の生活ぶりの把握等に努めてくださっている
かと思いますが、その点がもしわかれば伺いたいというふうに思います。

委員長、休憩してください。

○委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○介護係長（鈴木利昌君） 包括的支援事業費の内容なんですが、ほぼ18年度につきましては、
ここに記載のとおり職員の人件費ですとか、中央プラザを借りていた賃借料ということにな
りますが、今、居山委員さんの方からの質問の内容は、今どういったような事業活動をとい
うことですが、この中で18年度包括的支援事業の内容といたしましては、介護予防ケアマネジ
メント事業につきましては介護予防プランの作成ということで、新予防事業の要支援1、2
のプランをつくるのも包括支援センターの業務になっております。包括支援センター介護予
防プラン作成人数は、直営で作成しました者は46名、委託が51名、それから介護予防サー
ビス未利用者が23名となっております。

特定高齢者予防プランですが、特定高齢者決定は11名おりましたが、参加された方が低栄
養の方1名というだけでした。

○12番（居山信子君） 特定高齢者の何ですか。

○介護係長（鈴木利昌君） 特定高齢者の予防プランの作成は、特定高齢者に決定された方
は昨年11名いらっしゃったんですが、その中で低栄養の方1名が参加しましたので、この

方のプランを作成しております。

それから、2番目の地域包括支援センターの総合相談支援権利擁護事業につきましては、19年3月31日現在で相談件数が1,438件、実人員が728人になっております。主な内容を申し上げますと、介護保険制度サービスについての相談が385件、町の保健福祉サービスについて169件、保健医療について187件、生活について183件、あと福祉用具について89件、施設入所について82件、全部ではないんですが、今大まかなところで。

それから、その相談への対応ですが、情報提供、アドバイスが1,080件、相手の話を傾聴する、723件、他機関との連絡、調整、372件、介護保険とか町の福祉サービスの申請代行が64件ということになっております。

あとは、その中でもう一つ、家族介護交流事業というものがございまして、その中で介護者の方と一応いろいろ相談会を行ったり、お花見に行ったりとか、いろいろ施設見学に行ったりという事業をしております。

それともう一つ、民生児童委員協議会へ参加させていただきまして、勉強会等を実施しております。

それから、包括的継続的ケアマネジメント支援業務といたしましては包括的継続的ケアマネジメントの体制構築ということで、ホームヘルプ連絡会ですとか、デイサービス連絡会、サービス調整会議、これはケアマネ会議なんですが、それと、先ほど言いました民生児童委員協議会へ毎月参加していることとか、ボランティア連絡会、包括ケア会議、これは役場の福祉と介護とあと各今言いました連絡会から代表者が出ていただいて行っているわけですが、というような会議を随時行っております。

それと、あとケアマネジャーへの個別支援、それからケアマネジャー等を対象にした勉強会の開催を昨年2回行っております。

以上です。

○12番（居山信子君） 今伺いました事業状況を、もし差し支えなかったら後でちょっと文書で、いただきたいなと思います。

包括支援センター、場所も移動しまして、活動もかなりしやすいかなと。ただ、狭いので活動がちょっと今まで、例えば福祉用具とかいろいろ置いていたものが、若干そういうことができなくなっているかなというふうにも思いますけれども、3人体制でいろいろやったださっている、特に、今の報告の中で幾つかの相談の件数の中では、傾聴活動723件という、この傾聴というのはとても大事なことで、とにかくお話を聞いてあげるという、このことで

もってかなり、話しながら本人は自分の問題の解決とかが見えてくるということで、大事に活動はこのまま続けていただきたいというふうに思いますので、スタッフも非常に優秀な方々ですので私も信頼を寄せております。今後も、本当にお年寄りにきめ細かく、そしてまた大事な包括支援センターという、その使命と責任を感じながらお仕事をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、コムスンの問題等ある中で、しっかりと事業所も指導をしていかなければならない、そういう立場にございますので、ぜひ、利害関係等不正のないように、公平公正に指導なりアドバイスなり、またさまざまな委託事業なり、ぜひ公平にさせていただきたいと。そして、不正等見えた場合には、速やかに情報の方、課長に報告をするということを含めて、今後の介護保険の運営に当たっては、この支援センターの皆さんの活動が、ある意味チェックしていく機関になるかと思っておりますので、担当課の皆さんもよく職員の皆さんのお話を聞いてあげてください。

そして問題点がありましたら、速やかにまた町長なりに進言をするとか、問題の解決を図るなり、速やかな対応をしていくということがコムスン問題等介護事業に関する、今住民のさまざまな不信感があるかというふうに思いますので、当町の事業所ではそういうふうなことがないことを信じたいわけですが、やはりチェックが甘い人間どうしてもたがが緩んでしまいますので、やっぱり厳しく、怖く、干渉していくというところはやはり町の保険者としての使命だというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところは、今後もこの給付費の増額ということはますます予測される状況でありますので、その点をいかがお考えでしょうか。決意のほどを聞かせていただきたいというふうに思います。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 実は、監査の方、うちの方は担当になっているのはグループホームの関係の監査で、直接監査できる場所はそこです。その辺は、これからも監査というより指導とかそういうので入っていくような形はとろうかという準備を今進めております。

○介護係長（鈴木利昌君） 先ほどの1点目の相談の傾聴につきましては、担当者からも傾聴ボランティアという形で何とかならないかというふうに相談を受けておりまして、今その話は進めております。なかなかいただける方がいないものですから。

それとコムスンの関係ですが、これにつきましても、今、参事から説明があったとおり、町として直接指導、監査できるのは、地域密着型というサービスは町が指定の権利を持っておりますので、できます。そのほかについては県なんですけど、町も同行することは可能にな

りましたので、万が一そういうことがあれば、県と同行して監査等に参加することは可能になります。

あと、包括支援センターを通していろいろな情報が入ってきますので、情報が入った時点で暫時課長に相談しまして、随時下田の県の方へは報告は上げてあります。それと、あとサービス調整会議、ケアマネ会議なんですけど、この席上で私の方からコムスンの事件があった直後に、新聞記事等をコピーしまして、こういうことがあったので襟を正していただいて自主点検をしてくださいということで自主点検を持続していただいております。

○12番（居山信子君） 今いただく中で、特に私、傾聴ボランティアの育成ということ、大事だと思いますので、いろいろな研修機関があるんですよ。ぜひ、そこのところを検討していただいてボランティア養成に、そういう積極的な取り組みをしていただくことによって、この支援センターの役割が軽くなって、ほかに仕事ができるのではないかと考えていますけれども、これはとても、医者にかかってもわずか短い期間での診療ということなんですけど、本当は聞いてもらいたいと、聞いてもらうことで病気が治るぐらい非常に聞くことの大切さ、そういう意味でちょっと今後、この傾聴に対する取り組みがまた検討が課題になっていくかなというふうに思いますが、予算の上でまた考慮していただくことになるかというふうに思います。

今伺ったグループホームが熱川に今できていて、これに対しての言わば管理、監査、指導というふうな……

（「そうです」の声あり）

○12番（居山信子君） ことかと思いますが、この熱川グループホームも認知症対応の地域型ということでの設立だと思います。設立から3年目ぐらいに入っていると思いますが、現状、その人数的なものとか、その辺をわかりましたら。それと、ちょっと把握している何か活動の状況とかわかりましたら伺いたいというふうに思います。

委員長、休憩してください。

○委員長（八代善行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○介護係長（鈴木利昌君） グループホームですが、管内のグループホーム熱川につきましては、今現在満床となっております。ツーユニットですので18名、よその方も何人か、要するに18年4月1日から地域密着型ということになったんですが、その前までに入られている方はみなし指定ということで入っております。それで、あと隣の町、河津町はグループホームございませんので、河津町がグループホーム熱川を指定して、入るときにうちの町に、河津町の人が入りたいんだけどもどうでしょうかという協議が来ます。その中でその当時、4部屋、5部屋あいていたものですから、そういうことで入られた方なんです。全部で18年度末ですと、二十三、四名の方がうちの町からよそのそういうところにも入ってございますので、いらっしゃいます。うちの町だけで一応二十三、四名、熱川としては今現在18床満床ということなんです。

以上です。

○12番（居山信子君） 特養の関係で伺いたいと思いますけれども、今現在、特別養護老人ホームに何名、これ湯ヶ岡の郷ですけれども、かつては増床計画があったりしてるらしいですが、たしか50床でしたでしょうか。

（「そうです」の声あり）

○12番（居山信子君） その待機者が今どういう状況なのかを教えてくださいというふうに思います。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 特別養護老人ホームの待機者の方は、今年の3月時点で67人。県の調べでは123人ということなんですけど、ダブリというものがありまして、その辺を排除した数字がその数字になっています。よろしいですか。

○介護係長（鈴木利昌君） 補足という形で、百二十何名というのは、要するにダブリというのは1人で2カ所、3カ所、4カ所、5カ所と申し込んでいる方がいらっしゃいますので、そういう方を1人として数えて実人数で67人でございます。

○12番（居山信子君） この待機者の現状は、昨年からすると同じくらいなんですか。若干は減っているんでしょうか。その辺のところがありましたら伺いたいと思います。

○介護係長（鈴木利昌君） 昨年からは変わらないというか、平成16年当時からはほぼ変わらない、16でしたっけ、

（「あれは14年」の声あり）

○介護係長（鈴木利昌君） 14年の資料をたまたま見つけまして見たところ、待機者のと

ころ67名で同じ数字だったです。その後、河津にサンシニアとかできまして、そういうところができて70床、80床できたときに一時的に待機者減るんですが、また同じぐらいの数字になっている現状です。多いときには八十何名いたと思います。

○12番（居山信子君） 了解です。

○3番（村木 脩君） 介護保険料の徴収率が、特別徴収の方は100%で、これは後で返す金もあるんだろうが、普通徴収の方が83.3%。この辺が1つには国保と連動して集めている問題の部分なんだろうなという気がします。そして、この滞納繰越分、これが24.5%の収納率。こちらの方が国保よりいいのかな。

ですから、普通徴収の保険料のこれからの集め方、これは先ほどの国保と一緒にやってもraitaitaiということ。今年の当初予算で1億7,351万8,000円、そこから補正で893万9,000円減額していると。調定額の方は1億7,814万円あるんだけど、この減額した補正の理由は何なのか。押しなべて歳入の方が減額になっているの、補正で。

○介護係長（鈴木利昌君） 介護保険料の減額につきましては、18年度当初予算を組んだときに、激変緩和の部分を出して入れてなかった。17年度税制改正によって、今まで非課税だった方が課税に転向しまして、介護保険料の課税段階で高い段階に行ったものですから、18年、19年の2年間に限って激減緩和措置をなさいよというのはたしかありまして、それに伴う部分を見込んでなかったものですから、今年の

（「予算編成ミス」の声あり）

○介護係長（鈴木利昌君） そのときに補正でその部分を減額させていただいてところですよ。

○3番（村木 脩君） そのマイナスがみんなこれ連動している……

○介護係長（鈴木利昌君） 違います。

○3番（村木 脩君） わけではないんだ。

○介護係長（鈴木利昌君） はい。

○3番（村木 脩君） 国庫支出金だとか、そういう減額も。

○介護係長（鈴木利昌君） 国庫支出金につきましては、当初17年までは国がおおむね25%、介護給付費ですが、県が12.5%、町が12.5%という中で組ませていただいたんですが、三位一体改革の関係で国の給付の中で施設入所の部分は、県が許認可権を持っているもので、国が5%減らして、県の方に5%上乘せになったんですよ。それなものですから、国の方を5%を減らさなければいけないものですから、国の方を減らして県の方を増やすと。

○3番(村木 脩君) それは県が増えているということ。

○介護係長(鈴木利昌君) になります。

それと、あと介護予防事業とかこの辺は、先ほど言った特定高齢者事業というのが主になるんですが、国の方は高齢者の5%ということで、4,000人の5%ぐらい利用ということで発足したらしいんですが、実際あけてみたら、うちの町25人しかいなくて、その中で介護認定者とか省いていったら、先ほど説明させていただいた11名という、その中で参加される方が1名しかいなかったということで、事業が要するにやれなくなってしまったものですから、その辺の減に伴いまして、国庫、県の介護予防事業の交付金は減になっております。支払基金の方もなっております。給付につきましては、前年3%のびておりますので、ちょっとその辺で給付については期間中は増となっております。

○3番(村木 脩君) いずれにしても、国の方、みんな出す率というのは決まっているし、だから結局はこの最後の50%部分の町の引き受ける徴収率、これをやっぱり努力してもらいたいということ。

○6番(森田禮治君) 歳出の方の3ページ、介護サービス等諸費と2項の介護予防サービス等諸費というのを聞きたい。これの違いと、介護サービスと介護予防との違い。

○健康づくり課参事(鳥澤 勇君) 介護サービス等諸費の方は、要介護の介護認定の方が5段階ありまして、要介護と、要支援と介護の方は別になって、要介護の方が介護サービス等諸費で、要支援の方は介護予防サービス等諸費という形で予算が分かれています。

何というか、介護予防サービスの方ですと、訪問介護とか居宅療養介護とか訪問介護とか通所介護とか、そういうものが主になってきます。要介護の方ですと、施設の方へ入っている場合とか、受けられるサービスの量も違ってきますし、限度額も変わってきます。

○6番(森田禮治君) それで、今、最後に言ったようにサービスをするのに介護施設があるでしょう。ああいうところでやりまして、役場へ通知するでしょう。例えばお客さんを買物に連れていったとか、そういうのも介護に入るらしいではないか。そんな話も聞いたけれども、そういうのも自己申告できるのか。

○健康づくり課参事(鳥澤 勇君) 介護保険の場合は、制度でこの人には今どこまでの介護が必要かというのを、ケアプランというのをケアマネジャーが組みます。ケアマネジャーが組んだケアプランに基づいて、介護サービスの受けられるものが決まってきます。そのケアプランの中で、ヘルパーさんに頼んで買い物へ一緒に行ってもらうとか、病院の方へ連れていってもらうとか、そういうものがサービスの中に入ってくれば、それは介護保険の方で、

本人が1割負担して残り9割を介護保険の方で払うという形になります。

○6番（森田禮治君） それは、それを決めるのは役場に認定者がいて、やるの。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） まず、流れとして説明させていただきます。

介護の申請の方を、まず役場の窓口で、この人が介護にかかりたいんですということで申請していただきます。そうすると、うちの方の係員がその人の調査に行きます。調査に行くのと同時に、医師の意見書、そういうのをこちらで用意して、そこで集めた書類を今度は介護認定審査会、これは今、郡の方でやっているんですが、そこの方に委託して審査をしてもらいます。その審査をしてもらったもので介護度が決まります。

その介護度に基づいて、今度は介護度が認定されると、御本人、介護認定者が今度はケアマネジャーとケアプランについて相談をして立ててもらいます。そのケアプランに基づいて、介護の業者に、この人にはこういうことをやってもらいたいということでやります。本人の負担がありますので、必ずしも全部自分が受けるとは限らないですが、1割負担でいろいろなことをやってもらうということになります。

○3番（村木 脩君） ちょっとここを聞いておいてやらないと、16ページからの、まず介護サービス等諸費、この中で不用額がかなり出ているんですけども、合計で3,893万4,363円。それについて各負担金、補助及び交付金、居宅介護サービスで2,146万9,087円、そして地域密着型介護サービス給付費で266万3,000円と、このように、その下にも823万と、こうあるんですけども、この3,893万4,363円、この不用額の原因というのは何かあるのかな、これずっと。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 介護サービスのこの予算を立てる段階で、どの程度の介護給付が見込まれるかということで立ててあるんですけども、制度改正で補正はしてありますけれども、その補正だけでは追いつかない見込みが違っているところはかなりあったということです。内容的には、制度が改正になりまして、どのくらい実際にかかるかというのがなかなかつかめない状況で、これだけの不用額が出たということを理解願います。

○3番（村木 脩君） 理解はしないけど、これが歳入歳出の差引額で6,000万の実質収支で5,951万8,000円のプラスなんていうものが出てきて、これらが保険料の算定のときに、これもやはり先に給付の方を計算して逆算していくんだらうから、そういうところに影響が出ないのか、出るのか。やっぱりシビアに計算してやらないと、納税者にそれだけの負担をするということだと思う。その辺の予算編成のときのやっぱり給付の見込みをもう少し慎重に、シビアにやってもらいたい。

○介護係長（鈴木利昌君） おっしゃるとおりで、18年4月から大幅な制度改正の中で推計し切れなかった部分もあるんですが、事業所の現場サイドも大変混乱しておりまして、請求が1年間通らなかった。国保連へ請求を上げるんですけども、それが翌年に、国保連の審査決定月が年度になりますので、4月以降に月おくれで請求が上がったのが1,000万以上あるんですよ。前年度ベースで見ますと、18年4月が7,096万5,336円という形であったものが、今年の4月の分につきましては8,242万4,000円という請求が来ていますので、大ざっぱな計算ですが、1,000万から上のお金が現場サイドにずっと通らなくて、それが新年度の請求として上がってしまっているという面もあります。

○3番（村木 脩君） 数字的に見ると、今ちょうど過渡期で大変なんだ。この保険だとか、向こうの自立支援の方だとか、制度が毎年毎年変わっていくような状況の中で。でも、結果としてこうやって数字が出てしまうと、この6,000万の実質収支というのは、この予算の額の割には大きいものが出ているなということなもので、その辺を、仕事の内容はわかりますけれども、やっぱりもう少しシビアに計算をしていただきたいなということです。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） 今後とも、介護保険料も算定がこれから来年に保険計画等出して決めることになりますので、その辺を加味してやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○3番（村木 脩君） あと繰越明許の94万9,000円、これは国保の方のシステムの残り分。
（「はい、そうです」の声あり）

○3番（村木 脩君） これは、いつ完成するの。国保連合会との、何か、
（「はい、そうです」の声あり）

○3番（村木 脩君） 百八十何万の繰越明許したもの。それをまた、もう完成したの。
（「まだです」の声あり）

○3番（村木 脩君） まだ。もう一回。

○介護係長（鈴木利昌君） これは、実は昨年、介護保険制度改正ということで、特別徴収の複数回補足とかいうことで一度内示がありまして、本来なら19年度の予算でやる予定だったものが、前倒しということで介護保険だけ18年度予算で予算編成しなさいよということで、医療制度改正、国保とか老人会計の方のインターフェースを図るためにあったんですけども、それがあった時点で、国の方から詳細が全然決まっていませんので、ほとんど全部が繰越明許という形で、この4月に契約をさせていただきましたが、一応まだはっきり細かいところまで決まっていませんので、一応来年の1月末までにとということで、来年の4月か

らの適用という形で今作業を進めております。

○3番（村木 脩君） これは決算と関係ないんだけど、来年の4月から適用とって、今度は老人介護の方がなくなってくるわけだ。

（「はい」の声あり）

○3番（村木 脩君） そうすると、また今度、社会保険庁とのシステムの構築なんていって、そっちはそっちで徴収関係で出てくるの。

○健康づくり課参事（鳥澤 勇君） すみません、それが今年の、19年度の、今回のシステムの繰越明許でやる分に後期高齢者の分も入っています。それがすべてではないんですが、うちの方の法改正プラス、それも入ってきますので、やることになります。

○3番（村木 脩君） さっき言った改築の関係があったよな。これも結構不用額が出ているわけですけども、今直すというより、何ていうの、何でもリースになってしまっているんだよな。

○介護係長（鈴木利昌君） 住宅改修も不用額が確かに多いです。12年から始まりまして、年間多いときで630万とか500万とかということで推移してきたんですけども、昨年377万円ということで、3月の年度末に駆け込み等が結構あるんですけども、相談件数もそれなりにもらっていたんですけども、ここのところやはりちょっと減りまして、というのは、やはり認定者が600名弱という中で、この制度につきましては、1人基本的には1回しかできないものですから、過去にかなりの人数もうやっていますのでその辺もあったのかなということで、内容的には、リースできるものは福祉用具貸与、購入するものは福祉用具の購入というものが別にございまして、住宅改修につきましては、手すりの取り付け、それから段差の解消、それから床材が滑りにくい床材に変更、それからドアをこういう引き戸へ変更ですか、それと和式トイレから洋式トイレへの変更ということで、一応5項目に限られていますので、この中で一応対応させていただいています。

○3番（村木 脩君） 以上です。

○委員長（八代善行君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出全部の質疑を終結いたします。

議案第65号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第65号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思っております。意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○3番(村木 脩君) ちょっとさっきの国保と連動している部分があるもので、その辺をどうするか。

○委員長(八代善行君) そうですね。

○3番(村木 脩君) こっちは特別徴収があるから、かぶって余り数字的にはでてこない、普通徴収だけで、そこが国保とどうするかだな。

○委員長(八代善行君) 今、村木さんの意見ありました。では、実際介護と国保の方は連動している部分がいっぱいあるから、さっきの附帯決議の中でどのような書き方をするかちょっと。

○3番(村木 脩君) だから、そっちへ一緒に含めて書いていくか、こっちはこっちだけでやるか。

(「総括でできれば」の声あり)

○委員長(八代善行君) 一度これを整理してから、またちょっと意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、課の方にもできましたら目を通してもらって、わかりやすいように、現実のことだから。その辺は大丈夫ですか。

暫時休憩いたします。この際、午後1時まで休憩といたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、本委員会に付託されました議案第68号 平成18年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の全般といたします。

質疑ありませんか。よろしく願いいたします。

○3番（村木 脩君） 水道料金の収納率、収入率、92.5%。

（「上水、簡水合わせて」の声あり）

○3番（村木 脩君） そして、17年度が92.3%、16年度が94.5%、そしてその前は、まあ、いいや、わからなければ。わかるか。

○水道課長（内山 厚君） 遅くなって申し訳ありません。収納率ですけれども、上水、簡水合わせてでよろしいでしょうか。先ほど17年度まで、委員の方であれしましたので、何年くらいあれしましょうか。

○3番（村木 脩君） 94.5%、16年度が。

○水道課長（内山 厚君） そうですね。では、その前のあれしていきますので。15年度で93.1%です。それで14年度で92.3%です。13年度で91.4%です。12年……。

○3番（村木 脩君） いいよ、いいよ。

○水道課長（内山 厚君） よろしいですか。

○3番（村木 脩君） それで、2カ月分請求にしたのはいつから。

○水道課長（内山 厚君） あれは14年度の2期分からです。

○3番（村木 脩君） 14年度。そして、今、大体平均してくると92.幾つかなんかで、そして、この後19年度からは、今度値上がり分が入ってくるわけだ。

○水道課長（内山 厚君） はい。

○3番（村木 脩君） な。そうすると、この92.何がしのパーセンテージがまた下がる可能性もあるかな。

○水道課長（内山 厚君） まあ、そういう推測もされますね。

○3番（村木 脩君） 率は同じだけれども、未収額そのものが増えてくる。その辺を今から対策していないと、もしかすると、また毎月分に戻したりしなくてはならない。でも、今それだけの人間の数が確保できないと。水をつくる、原水をつくる経費そのものも上がってくるわけだ。みんな人件費がかかってくる。

だから、この辺の滞納額をどうやってもう少し未収額を上げていくのか、徴収率を。だから、停水処分などはもっと厳しくやっていかないと、特に旅館の大口なんていうのはかなりあると思うんだけど、内容的にはわからんけれども。

○水道課長（内山 厚君） 滞納の関係ですけれども、一応うちの方では給水条例に基づきまして、最終的には停水という形で対応するわけなんですけれども、まず2期、今1期で2カ月なものですから、2期取れないともう4カ月になってしまうので、その辺の境で、隔月というのはちょっとその辺があれなんですけれども、前は毎月だったもので3カ月というのは基本だったんですけれども、今度3カ月ということになると2期以上になるものですから、その辺で未納の方、そういう方にはうちより連絡はしておるんですけれども、最終的には停水予告通知いたしまして、その後、停水通知、それで最終的には停水を実施と、こういう段階的に、一遍にできないものですから、その辺で対応させていただくということで、実際に昨年あたりでも、予告から停水実施と、それらも実際に、昨年は3回ばかりやらせていただいたんですけれども、その関係で入金していただくようなことと、また、一気には無理だということになれば分納ということで、分納も1期分の半分以上を入れていただかないと追いつかなくなるものですから、毎月平均ということで。10万円であれば5万円以上ということで、それで2カ月やれば10万円たってしまうものですから、そういう分納ということでの今対応させていただいております。

○3番（村木 脩君） 停水予告を出したりする、いわゆる督促だよな。

（「はい」の声あり）

○3番（村木 脩君） だから、これが2月になったときに、2カ月を1回にしたときに、本来だったらそこで何日後という税金だと大体2週間とかあるわけ。その辺の条例も一緒に変えないといけなくなるかなという気はするんだけど、単に3カ月ということではなくて。条例があるならば。だから、それは、2カ月の請求を出した何日後にそういった予告を出すということをもう法的につくっておく。条例化して、つくっておく。

○水道課長（内山 厚君） まだ条例までは定めていないんですけれども、基本的なスパンで

相手方へ十分通知が行き届いて、いよいよ向こうへ出して出すということで、10日ぐらいを見て、それでまたと。余り長くしますと、もうこれになってしまいますので、うちのことを抜いてしても、やはり通知を出した以上は、最終的に納入か分納か、そういう確約もいただかないとならないものですから、その辺である程度の期間を設けてやらせていただいております。

○3番(村木 脩君) ですから、その辺のシステムが水道の場合には営業だから、税と違って、そういう税法を負わすとかそういうものはないでしょう。多分民事上の何かのそういうものに対する規範がある。そういう法的なものにのっとった条例をつくらなければいけないわけけれども、その辺はきちんと対応をしてもらわないとならない。

この値上げの後の方が心配。とりあえずそれだけ。

(「はい」の声あり)

○3番(村木 脩君) それと、公債費の関係なんだけれども、一番後ろに水道事業の会計、企業債所管計画というのがあるんだけれども、毎年これは、あそこのあれかな。今グラウンドから湯ヶ岡へ下りていく。

○水道課長(内山 厚君) ああ、はい。

○3番(村木 脩君) これ毎年、毎年、償還元金が上がっていくわけか。

○水道課長(内山 厚君) これから企業債元金が増えてきて、利息が下がっていくという形になります。

○3番(村木 脩君) ここで今19年度で償還額が17億6,200万円、そして、これから浄水場なり何なりをうまく計画していかなければならない。まだ町の中には、昔の古い管もかなりある。そういう中で、百山荘も使えないという……、使えるか。

○水道課長(内山 厚君) 使える、使えないということは。時の政策者によって購入しろいう形で購入したわけですから、我々はその命に基づいて購入ということで、たまたま一地権者で、あれだけの面積をとということで、浄水場建設となれば、それなりの面積が必要ということでもありますもので、一番理にかなったということで、ただ、既にもう事業計画を上げているものですから、その辺を考えますとという形もあるんですけども。

○3番(村木 脩君) 今ここで17億、それで、すみません、17億でもしやるとすると、ただ、ここで現金が、あそこを買ったりして、5億ぐらいあるの。

○水道課長(内山 厚君) 7億から8億の間ですね。

○3番(村木 脩君) 間。

○水道課長（内山 厚君） はい。

○3番（村木 脩君） もっと残しておきたいわけだな。そっちもある。償還していかなければならない。

○水道課長（内山 厚君） 一応これは、水道料金等の審議会のときにお話ししたんですけれども、やっぱり企業債、これはなるべく少なければそれにこしたことはないわけですから、ですから、一応新設というときに、これ試算が15年、ちょっともうさかのぼるんですけれども、その当時ですから、そのときに現況の急速ろ過、これでいくと48億ぐらいということで、これ土地は別という形で考えていただいて。

そうしますと、48億からの計画を全部というわけにいかないものですから、せめて10億から13億ぐらいの自己資金を確保してということで、だけれども、簡単に言えば、13億ためたとしてもゼロにするわけにいかないものですから、やっぱり内部留保資金というのは何かあるかわからないもので、1億から2億はやっぱりどうしても抱えておかなければということで、10億からを充てたいということで、その辺で試算させていただいたんですけれども。

そうなりますと、また後に出てくるかもわからないですけれども、料金改定というのは。浄水場、それだけの事業をやるとなれば、今回10年ぶりに改定させていただいたんですけれども、また、今の現況が5億ちょっとぐらいなものですから、これ浄水場をやったとあつては、8億から8億5,000万ぐらいの収益がないと、現況の減価償却費プラスアルファ、浄水場を3カ年事業でやれば、その後すぐに減価償却が発生しますので、そうすると減価償却が2億5,000万ぐらいからもうちょっといくと思うんです。そうしますと、それだけで4億ちょっとになってしまうものですから、そうするとやっぱり先ほど言った8億から8億5,000万ぐらいの収益という形を見込まないとできないことですから、それにいくにはやっぱり段階的に値上げという部分も検討せざるを得ないという形になろうかと思えます。

○3番（村木 脩君） まだ28年度まではこの償還計画があつて、ここのどの辺でやるんだかわからないけれども、ですから、その辺の今ある企業債の償還計画をリンクさせて計画をつくっていかないと。

○水道課長（内山 厚君） その質問は、料金改定のときにも、率がちょっと今下がっていたものですから、その辺であれなんですけれども、2.5%の率ということで試算をさせて提示させていただきました。要するに現行の企業債の返還金等、例えば今後借りるだろうというパターンを幾つかこうやって、それで3通りぐらいのパターンで確かに試算させていただきました。当面こういう形ということで、それを提示させていただきました。

○3番(村木 脩君) だから、それはもう事務局の方ではそういう委員会ができる前にきちんとした計画を、自分たちである程度案をつくっておかないと、委員会できますから、ばたばたでやる、そうすると、これから先の工事の予定も多分立たないんだよね。

○水道課長(内山 厚君) これも先ほどお話しした15年度のときに、それだけの数字が出るということは、その後財政的なものも見直ししなければならないもので、それはそのときに、そういうパターンで、何年度に値上げした場合はこうですよとかという何通りかのパターンでそれは試算してあります。

○3番(村木 脩君) 去年のこの建設改良費、これらは今たいした数字でもないんだけど、補正を入れてもこれだけの決算で、また余り古い管というのはなぜ温泉場の方なんだろう、問題の管が。そういうものというのは、計画の中へ入っていくのか、これから。

○水道課長(内山 厚君) 一応今般のように、土木の舗装がえとかそういう形のときタイヤップするような形で、できれば住民の生活に影響するような単独というのは、なかなか難しい面がありますので、舗装とか、ああいう側溝工事とかいうことがあれば、そのときに一緒にできればなと思っているんですけども、問題は旅館街、こちらの熱川の方もあるんですけども、特に稲取の方は、旅館街の方がちょっと通路とか厳しい面もありますもので、単独ということになるとなかなか厳しい、やりたいのはやまやまなんですけれども、できるなら何かの工事と一緒にという、本当はできれば費用対効果、こういうものと一緒に上がるものですから、そういう形で時期を見ているんですけども、経済産業課の方でも、なかなかあそこが通行止めとなるといろいろな影響が出てきますので。

○3番(村木 脩君) そっちを待っていても進まないと思うので、これも早く変えなければいけないべき管というのが、まだ布設されている部分があるわけで、そういう部分を水道課としてこれからどうするのかという話。

○水道課長(内山 厚君) それは、老朽管の形になりますもので、今回も同じですけども、それは今後、事業計画は詰めた中で、当然単独でもやらせていただくような形をとっていかなければならないということは、これは事業計画を策定する中では、老朽管、これはどうしても対応させていただくような形がありますもので、その辺は事業計画に基づいて、老朽管に関しては施工させていただきたいという考えであります。

○3番(村木 脩君) 去年、稲取の業者さんが、水道課から金をもらえないと言って、かなり延ばした時期があったのかな。これは18年度の話か、17年度の年度末の話か。何カ月か先に。

○水道課長（内山 厚君） 建設、改良工事でですか。

○3番（村木 脩君） 建設改良か修理か何だかわからないけれども、そういう声は何軒かの水道屋から聞いたことがある。

（「それは修繕ではないですよね」の声あり）

○水道課長（内山 厚君） 3月ごろ、集中して修繕があったもので、もう間に合わなくて、水の場合は置いていくわけにいかないもので、先に修繕だけはやらせてもらわないと、道路とか家屋にも二次被害が起きますもので先にやらせていただいて、新年度でないと、だから4月以降でないと、新年度予算が成立した中でということ、補正を組む時間がなかったというふうなことで、その辺は業者の方に、支払いはこのぐらいになるけれどもやってくれないかなということをお願いしたのはありましたよね、確かに。だけれども、それは建設改良工事ではなくて、一般の漏水修繕という形なんです。

○3番（村木 脩君） 3月のものを新年度で払ってはいけないんだけど、

○水道課長（内山 厚君） 本来は。だけれども、もう補正を組む時間がなくて。

○3番（村木 脩君） そういうものがあると、業者が不満で外へ漏らすから、やっぱりある程度そこは見ておいてやらないと、水道なんていうのは、特に修繕の方がむしろ大事な部分だよな。こういう建設改良みたいに大きなものは予定できるけれども、修繕の方が、むしろ支払いとしたら年度末へいくと怖い。

○水道課長（内山 厚君） ただ、いっそこの予算の関係が3条なものですから、4条であれば、先ほどの建設改良ではないですけども、即ということはできますけれども、3条になると給水収益との関係が出てきますもので、その辺で御理解願いたいと思います。

（「修理は待ったなしなもので」の声あり）

○6番（森田禮治君） 直接決算に関係ないけれども、48億、浄水場のそれに対しての助成金。

○水道課長（内山 厚君） 一応今年19年4月に、ちょっと一部改正がありまして、補助金の改正ということで、3分の1の補助を活用できるような形で一応県の方ともちょっと打診しまして、一応それについては適用される。ただし、資本単価という補助を活用するには、資本単価というのはどうしてもネックになるということで、それが70円以上の資本単価でないと補助対象にはならないということであって、うちの現在18年度末の資本単価でいきますと、六十円何十銭なんです。

まだちょっといかないもので、それが今までのそういう形で、今度一部改正というのは、今後20年間、それを投資した場合に、結局それも試算しなさいと。それで資本単価が70円以

上であった場合は該当しますよと、こういうことになったというふうなもので、仮に浄水場とかやれば、それだけ減価償却費も発生しますし、だから、そういう形の中でいくと、今後につきましては、有収水量も多くを望めるわけでないもので、だから、70円以上になるのではないかなとこういう形で、そうなりますと、浄水場の改良とかいうのについても補助金の対象になるようなということで、県の方には一度そのような形で指導を仰いだことはあります。

○6番（森田禮治君） 腐食の問題、北海道に行ってきたんだけど、北海道の、室蘭の施設を見て、大がかりなもので、びっくりしたんだけど、あれをやる場合に2億の金額がかかると聞いたが、それに対しては。

○水道課長（内山 厚君） あれがというより、銅管の孔食の問題だと思うんですけども、これについては補助が付きません。

○委員長（八代善行君） 副委員長に、私も質問したいから、お願いします。

（委員長交代）

○11番（八代善行君） 課長、百山荘の用地、買ってあるんですけども、結構7,000万ぐらいで買って、あの用地は今度新しくやるときに、本当にあそこでいいのか、それとも水道課としてはまだ白田川沿いにいい用地があるのか、あのときの町長が指摘したときと、また現状、あの土地についてはそれぞれのみんな意見があると思うんですけども、この際、見直して、そういう場所をいま一度検討したりする中で、百山の用地を売り払って、また何か考えたらどうかと思いますけれども、大きい意味での水道課の意見を聞きたいと。

○水道課長（内山 厚君） これは、先ほど村木委員にも回答いたしましたけれども、時の政策者の関係で、そういう形でこういうあれは時代時代においてあろうかと思えますけれども、その形でもって百山という形、百山に最初から飛びついたわけではなくて、ほかの候補地、そういうところも一応はすべて拾ってみたんですけども、地権者とかいろいろの購入できかねる問題もありましたもので、最終的に百山という状況に落ち着きまして、それで購入したわけですけども、一応今の時点で、私があれがだめだいいだということを言い切れるものではないもので、一応浄水場の用地だよということのうちの方は購入しましたという形で、では、それを今後、百山をどうするんだというと、やっぱり町長とも皆さんともいろいろ協議させていただいた中で計画を定めないということで、一概にというわけにもちょっと私の方で回答できかねるということ。

○11番（八代善行君） また委員長を交代します。

(委員長交代)

○委員長（八代善行君） 質疑ありませんか。

○3番（村木 脩君） 使用料がものすごく減っているわけでしょう、ここも1つ頭悩まされること、これは増える可能性というのは、今後は。そして1つは、水は大切にしましょうという啓蒙をやっているわけで、片や使ってもらわなければ困る部分もあるわけで、ここはやっぱり小学生向けのそういった大切にするとという部分と企業の本音の使ってもらわなければ困る、ここらの兼ね合いをどういうふうに今後していくのか。

○水道課長（内山 厚君） 給水人口、これは行政人口も同じような形ですけれども、年々減少している。今後の見込みについても当然行政人口大分減るだろうと。これは第4次総合計画においてもそういう形で、当然うちの方も給水人口というのは減少していくだろうということになりますと、有収水量も当然減少していくという形がまず考えられるので、そうなれば、収益の方もそれに付随したものでという形。

また、景気の動向にもよりますけれども、当町の場合、営業というものが比重を大きく左右されますものでそういう形の中で、大分営業の方も、景気の関係では大都市の方ではいいということですが、こちらの方ではまだそこまで恩恵をこうむってないもので、水道事業そのとおりでイコールしますもので、だから今後についても、有収水量は減少するだろうということの中で、では、いかにあれするかということからいいますと、結局漏水とかそういう施設を有効回転をさせないと、水をつくっても途中で漏っていたらば、その分支出ということになりますので、今後については減少するだろうけれども、その辺の改良等も含まれた中で有収率をなるべく上げたいなど、こういうことで対応できればと、こう思っております。

○3番（村木 脩君） そういった普通家庭というものが減っていくわけです。それでもその外へつくりたい人たちはいるわけです。そうすると水道課というのはもちろんキャパシティーを決める部分というのが、給水区域の中であるわけで、今後、外へつくりたいという給水区域外でつくりたい人たちへの対応というのは、ということはどういうふうに。

○水道課長（内山 厚君） 一応19年4月というか、昨年までいろいろなそういう陳情がいろいろあって、給水区域というのは、事業認可の中で定まっておりますので、第5次拡張事業のときにも、拡張する区域もありましたけれども、一応それで認可を得まして、そのほかのところ申請というか、土地があるもので、そこにということの形で、そういう要望あったわけですが、一応町長の今年度から、この4月から方針で、そういう区域もないだけ

に、供給等外については、これは認めないという町長の方針なものですから、一応その辺で区域内という形です。

今後、そういう形の中で区域外、一応住宅事情が変わり、そこら辺が開発といたらおかしいんですけども、一、二軒が建っても我々の収益はそれほど上がるわけでもないもので、ある程度が開発が行われるという形の中で、そこに収益が見込めるということであれば、これは区域を拡張していければなど。ただし、区域を拡張するとすると、水源の確保とか人口が伸びるのかとか、いろいろなその事業認可の申請の中で、またその辺が出てきますので、簡易な区域の拡張というのはあるわけですけども、それは給水区域の面積の10%以内ならば簡易の申請だけで通るんですが、そういう形で対応できればなど、こう思っています。

○3番(村木 脩君) だから、給水人口が減っているわけで、今実際のところ。かつては1万8,000人のところ今は1万5,000人。そういう中で、当然それ以上の能力は今の浄水場にある。今度見直すときは、もっと小さくていいよという話になるのかわからんけれども、でも、そういう時期に、給水区域外だからもう一切利益が見込めないことは出さないということであると、そこにまた私、トラブルが出てくるのではないかという気がするの、あそこまで良くて、なんでここはと。だから、そういう、1つには私は、ここから、では、おたくで費用見てくださいという、そういうことは今後もしないということか。

○水道課長(内山 厚君) 要は御指摘のとおりで、町長の方針はエリアはエリア、エリアのないところはもうよそうと、こういう方針ということで指導を受けていますもので、それについては、それを対処するには、先ほど言った区域の拡張と、あるいは簡易の2%以内であれば申請も簡易で済むものですから、そういう形で対応するという。では、過去にはあったのではないかとと言われると、我々もそれはいろいろな関係で、利害関係とかいろいろなことがあった中で認めてきたこともあるわけですけども、今後については、そういう形でいこうという町長の方針なものですから、うちの方もそういう指導に基づいて対応させていただいているのはこの19年4月1日以降という形で対応させていただいております。

○3番(村木 脩君) そういった一番難しい部分なんだけれども、でもそこに住宅地があって、固定資産税を取られている。では、水道区域外だから、固定資産税は下がるかと思ったら下がらない。この難しさがある。だから、そういうものは町長が一切出さないというのであれば、当然私は税金も下げなければならない、家が建たないから。例えば雑種地で雑種地課税しても、宅地が10分の1ですよ、近傍宅地から当然引いてくるわけだから。そうすると、そこは幾ら雑種地でも、うちも建たない雑種地だから、宅地に近い雑種地ではなくて、永久

にうちが建たない山林に近い雑種地だからというふうなこともしなければならない。だから、その辺を少し、そういう面で前提に立って考えないと、町長は、私は水道管理者だ、とらないと言うと、これは問題が出てくるという気がします。

○12番（居山信子君） 未収金の関係で、不納欠損処分額というのが上水道で103件、簡易水道で4件、合わせて170万7,202円というようなことでの計上がなされています。企業の倒産とか転居先の不明とか、そういうようなことでやむを得ないというふうなことではありますけれども、現状を伺いたい点なんです、大口使用者の未納の状況が具体的に何件ぐらい、金額的なものとか教えていただければと思います。

○水道課長（内山 厚君） これは170万7,202円の不納欠損、これは13年度分の不納欠損なわけなんですけれども、確かに倒産とかそういう形の中で、約170万円の中で60%ぐらいがその倒産関係であります。約100万円ちょっといっていますもので、そのほかは転出所不明とか、死亡とかそういう形が30%、30から本当に不明がほとんどという形になっておりますけれども、そういう形で13年度分を特別損失させていただいたということです。

また、大口の滞納という形の御質問ですけれども、一応大口確かにありますけれども、うちの方は先ほどちょっと村木委員でもお話し、回答させていただきましたけれども、未納につきましては、経営者とお話しさせていただいて、それで一応分納という形で、一括で入れればこれにこしたことはないわけですけれども、なかなか厳しいということの中で、分納で納めていただくということで、またそれに対して誓約書的に毎月このぐらい納めるというような返済計画という形のものもいただいた中で対応させていただいております。

それで、今、大口未納ということにおきましては2件、これ1件は休業中ということで、1件は分納で納めていただいておりますということで、2件で約400万ちょっとということになります。

○12番（居山信子君） そうしますと、金額的なものとのとらえ方として大口ということの100万円単位というふうなことでの大口というふうに考えて、今の御報告を理解してよろしいのでしょうか。

○水道課長（内山 厚君） 旅館というのはおかしいんですけれども、ホテルという形になりますと、1期で使用するとそのぐらいいってしまうところもあるものですから、また料金改定もありましたもので、だから、100万円云々という形でなくて、一応先ほど言った400万円云々が、要は我々としてみれば、過年度分も含めた中で今400万円云々という話をしておりますもので、一応そういう形の中で、1件当たりで、ではどのぐらいなのかということにいけ

ば、1件が280万強という形で、その残りがもう1件というような形で、120万ぐらいですか、400万ちょっとになりますもので、そのぐらいということで。

○12番（居山信子君） 個人のお宅ならば、先ほどの説明にあったように、結局2期の滞納分から停水に対しての予告をして、最終的には停水までするというふうな状況があるわけですね。ただ、営業とはいえ、こういう大口の滞納に対しても、分納計画も出させてもらっているということなんですけれども、では、使っている毎月の使用料とそれから分納していくその分と、推計でそれが減っていくものなのか、あるいは納めてはもらっているけれども、増えていくという傾向にあるのかどうかということなんです。

○水道課長（内山 厚君） 我々も事業であるので、貸し倒れしてしまうわけにいかないものですから、分納というのは、先ほどちょっと御説明しましたけれども、一般家庭であれど、営業であれど、我々のスタンスは同じです。要するに1期分の半分以上を納めていただかないと、月に。ですから、2カ月で1期分がいくような形をとっていただくような形で分納ということで、少しずつ減っていくような形をとっていただくということで、使用月の3分の1ぐらい入れるから分納というようなことでは、我々の方はまた増えていくわけですから、それはちょっと経営者と協議する中では、その辺をもう少し上げていただくという形で指導して、そういう形の返済計画というものを出していただいております。

○12番（居山信子君） そういう18年度の状況ということなんですけど、これは一、二年どうなんでしょうか。そのうちの滞納の先ほど2件と。これは増えているのか、減っているのか、その間にどこか倒産するとか、営業停止したとかということもあるかと思うんですけれども、前年、前々年とぐらいでどんなふうに推移しているか。

○水道課長（内山 厚君） 要は過年度の返済計画という形になってこようと思うんですけれども、これは減っております。簡単に言えば、昨年の決算のときには、大口ということの中で金額もある程度大きい金額になったんですけれども、そういうところについては分納の金額はまた大きい金額を入れていただいておりますもので、簡単に言えば、17年度を終わって今18年度に入っているよというような状況で、18年度もあとわずかで終わって、今度は19年度が始まるよというような、分納の金額も大きいもので解消が早くなっているというように形で対応していただいております。

○12番（居山信子君） はい、わかりました。

○3番（村木 脩君） 今の引き続きだけれども、特別損失の170万そこそこある、これは監査報告を読むと不納欠損ということなんですけれども、不納欠損の理由としては何なのか、時効

だとか、どこかへ行ってしまったとか、どんなもの。

○水道課長（内山 厚君） 倒産。まず、倒産がこの107件の中で18件、件数は少ないんですけども、金額が101万2,015円で、先ほどちょっと60%というのは、そういう話をさせていただいたんですけども、管理上倒産という形がありましたもので、13年度。だんだん増え……御勘弁していただきたい。

○3番（村木 脩君） 倒産なんて別にいいでしょう、公表されるんだから。

○水道課長（内山 厚君） そういう形でありまして、あと転出して不明という方が49名ばかりあって、それが金額でいきますと42万6,419円、率で25.3%、この2つでもう85%ぐらいになってしまうものですから、大きく分ければそういう形で、あとは死亡とか、本当のわからないとか、そんな形であります。

○3番（村木 脩君） この剰余金の1,000万が減債、そして残りが翌年度、これらは、減債の方へ全部回したりして、今のうちに金をつくるということではできないの、これは法律で。

○水道課長（内山 厚君） 一応企業債を活用している公営企業、これについては何%かということでは回さなければならないということで、回させていただいているんですけども、できれば、もう少しあれば、建設改良費の積み立て、今1億1,000万近くあるわけですけども、そこに回せられればという形なんですけれども、できればそれはまた主な目的という形になりますので、建設改良、何のために建設改良積立金という形になりますもので、一応現況では1億1,000万近く、それは積み立てておるんですけども、それに次年度以降が、今年度値上げさせていただいたもので、次年度以降はそちらの方にある程度持っていければと、こう考えております。

○3番（村木 脩君） だから、一般会計の方だと、2分の1以上を基金に積み立てるということなんだけれども、やっぱり企業会計にもそういうものがあるのかどうか。

○水道課長（内山 厚君） ありますね。

○3番（村木 脩君） だから、逆に今年値上げしてもいい、今年へ繰り出さないで、どこかの基金なら基金で留保した方が会計のためにはなるのではないかと。

○水道課長（内山 厚君） はい。

○委員長（八代善行君） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 質疑なしと認めます。

これをもって収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の全般の質疑を終結いたします。

す。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号 平成18年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で議案第68号に対する審議はすべて終了いたしました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして附帯決議を付することがありましたら、委員会の総意として委員長報告書に附帯決議として意見を付したいと思いません。

意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(八代善行君) 意見なしと認めます。どうもありがとうございました。

では、休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時52分

○委員長(八代善行君) 休憩を閉じ、再開いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。

本日は、これにて本委員会を終了いたします。

なお、委員長報告書につきましては、9月25日午前10時より検討したいと思いますので、委員会室に参集してください。

以上で本日の会議を散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

平成 1 9 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 1 9 年 9 月 2 5 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第3日目）記録

平成19年9月25日（火）午前9時33分開会

出席委員（5名）

2番	飯田桂司君	3番	村木脩君
6番	森田禮治君	11番	八代善行君
12番	居山信子君		

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（なし）

議会事務局

書 記 村上則将君

開会 午前 9時33分

○委員長（八代善行君） おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、委員定数の半数に達しております。

よって、特別会計決算審査特別委員会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、決算審査に伴う委員長報告の検討についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前10時39分

○委員長（八代善行君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告書について訂正及び追加等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） なしと認めます。

これをもって、特別会計決算審査特別委員会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（八代善行君） 異議なしと認めます。

よって、特別会計決算審査特別委員会を閉会することに決しました。

これにて特別会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

閉会 午前10時40分